

2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>

1) 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 <Q1-1(1)>

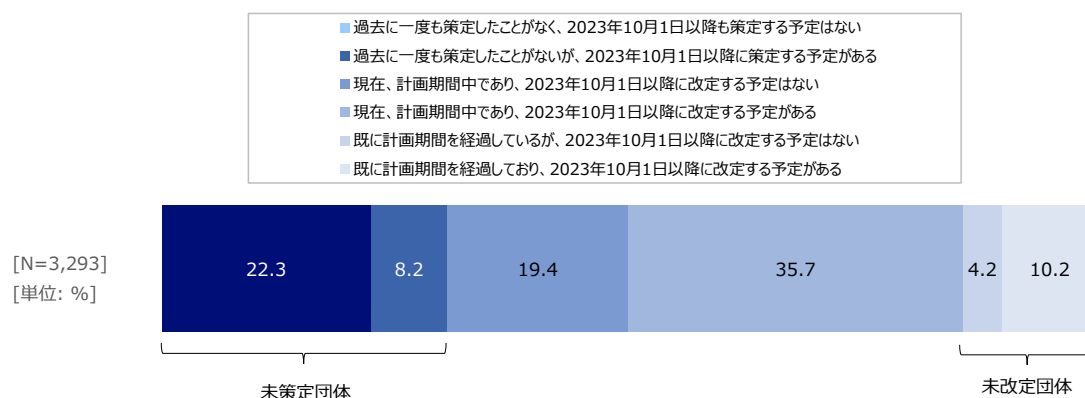
実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,215団体から2,289団体に増加。うち、実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1,814団体（回答団体全体の55.1%）。

実行計画（事務事業編）の“未策定団体”は1,004団体（同30.5%）であり、うち269団体（同8.2%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。

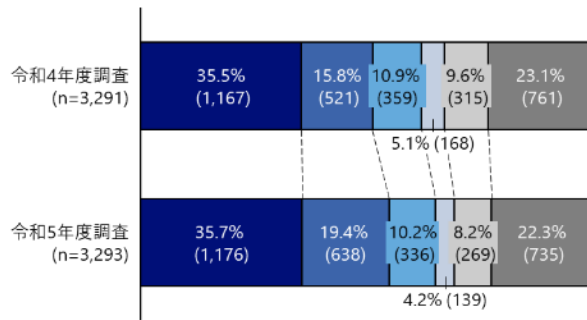
計画期間を経過している“未改定団体”は475団体（同14.4%）であり、うち336団体（同10.2%）は“改定予定団体”。

※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表 20 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

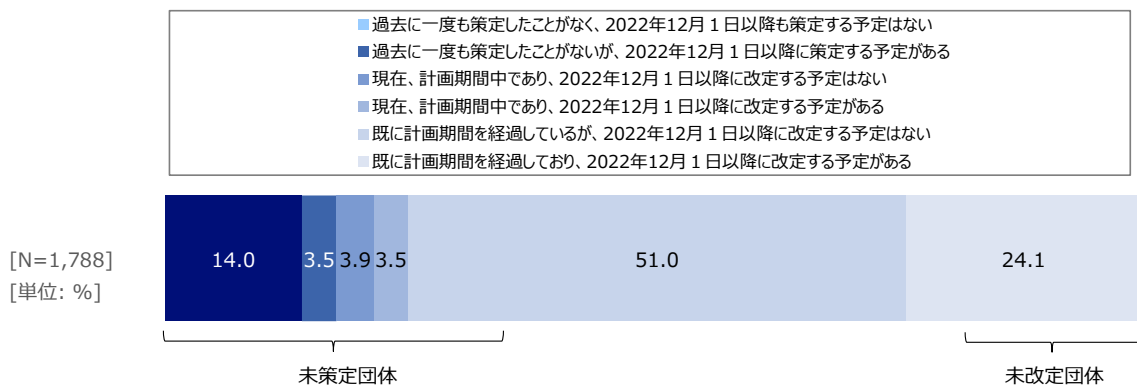


図表 21 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【昨年度調査との比較】



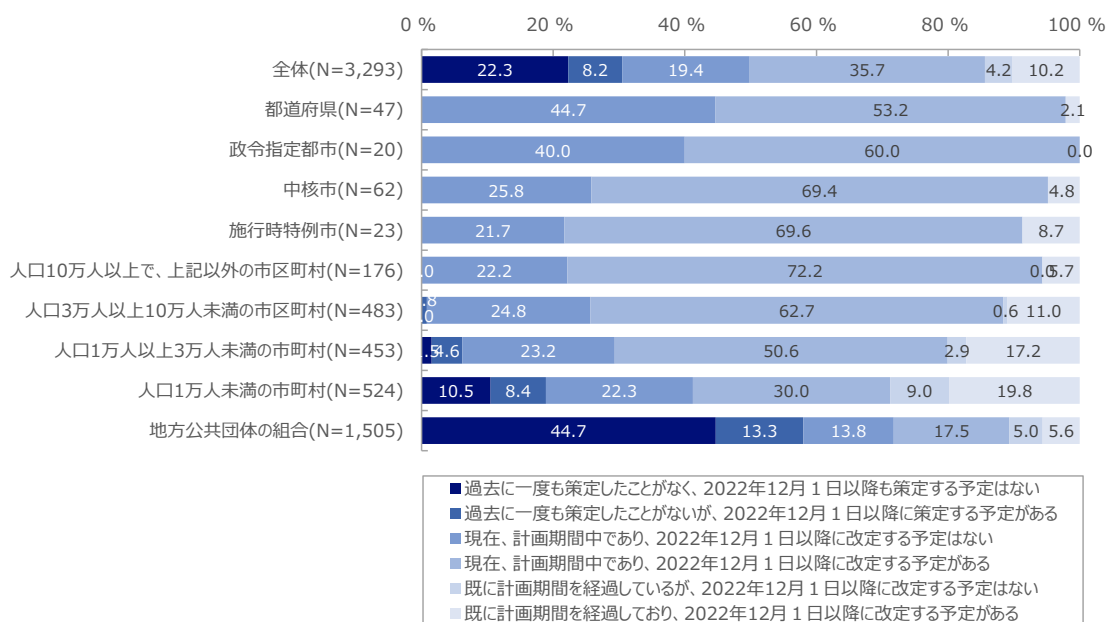
- 現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない

図表 22 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【基礎自治体】



	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	251	63	69	62	912	431	1,788
比率	14.0	3.5	3.9	3.5	51.0	24.1	

図表 23 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】

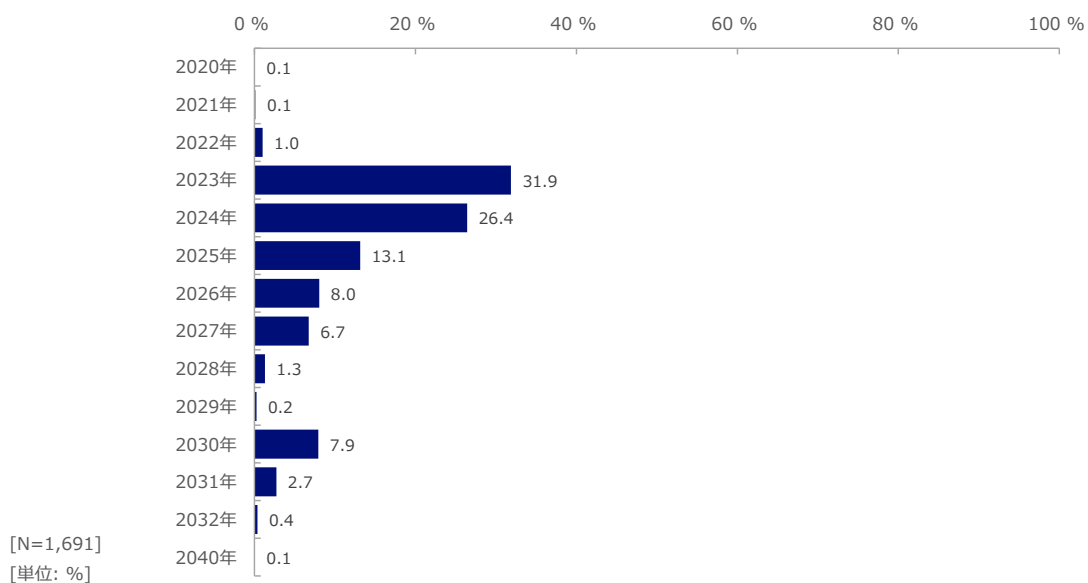


	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	合計
回答数	735	269	638	1,176	139	336	3,293
全体	735	269	638	1,176	139	336	3,293
都道府県	0	0	21	25	0	1	47
政令指定都市	0	0	8	12	0	0	20
中核市	0	0	16	43	0	3	62
施行時特例市	0	0	5	16	0	2	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	39	127	0	10	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	4	120	303	3	53	483
人口1万人以上3万人未満の市町村	7	21	105	229	13	78	453
人口1万人未満の市町村	55	44	117	157	47	104	524
地方公共団体の組合	673	200	207	264	76	85	1,505
比率 (%)	22.3	8.2	19.4	35.7	4.2	10.2	
全体(N=3,293)	22.3	8.2	19.4	35.7	4.2	10.2	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	44.7	53.2	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	0.0	0.0	25.8	69.4	0.0	4.8	
施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	21.7	69.6	0.0	8.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	0.0	0.0	22.2	72.2	0.0	5.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	0.0	0.8	24.8	62.7	0.6	11.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=453)	1.5	4.6	23.2	50.6	2.9	17.2	
人口1万人未満の市町村(N=524)	10.5	8.4	22.3	30.0	9.0	19.8	
地方公共団体の組合(N=1,505)	44.7	13.3	13.8	17.5	5.0	5.6	

①事務事業編の策定・改定予定年度 <Q1-1(1)>

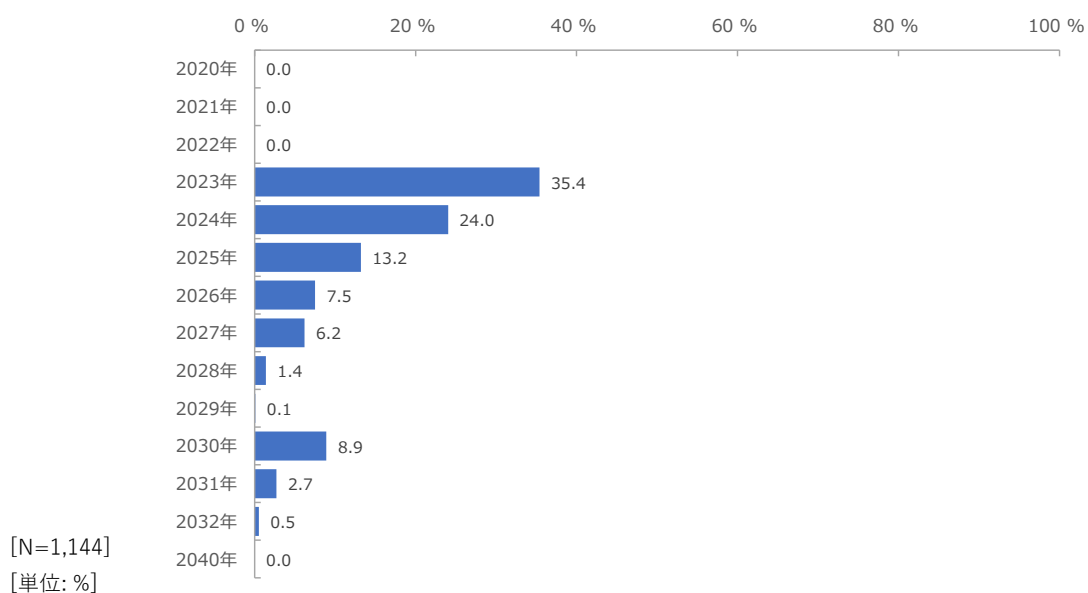
事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2023年」(31.9%)が最も高く、次いで、「2024年」(26.4%)、「2025年度」(13.1%)と続く。

図表 24 事務事業編の策定・改定予定年度



	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2040年	合計
全体	1	2	17	539	447	222	136	114	22	4	134	46	6	1	1,691
比率 (%)	0.1	0.1	1.0	31.9	26.4	13.1	8.0	6.7	1.3	0.2	7.9	2.7	0.4	0.1	

図表 25 事務事業編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



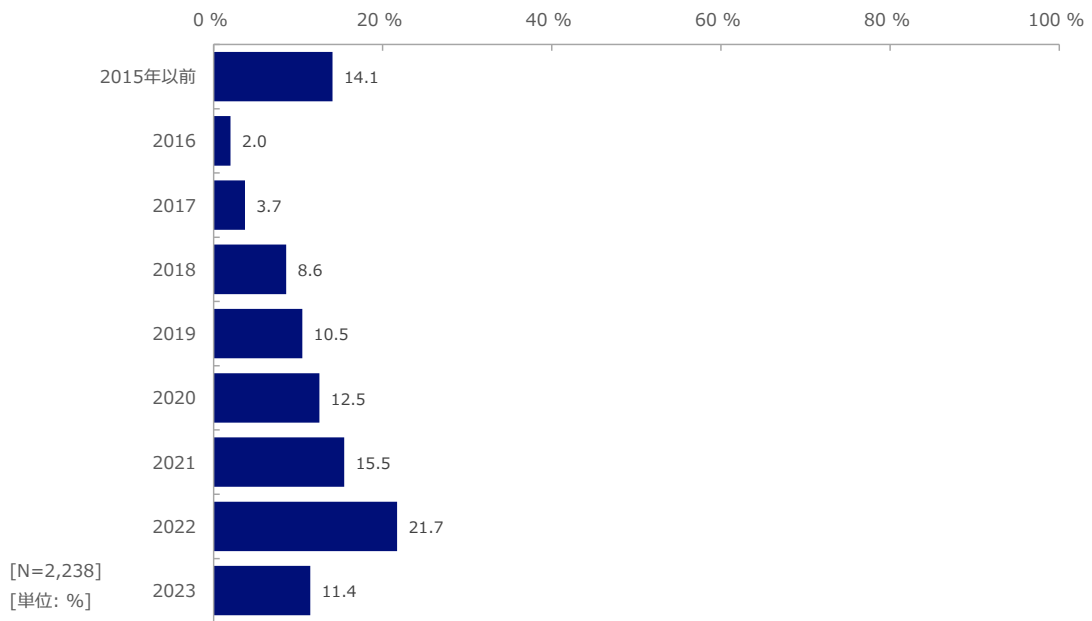
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2040年	合計
全体	0	0	0	405	275	151	86	71	16	1	102	31	6	0	1,144
比率 (%)	0.0	0.0	0.0	35.4	24.0	13.2	7.5	6.2	1.4	0.1	8.9	2.7	0.5	0.0	

②事務事業編の策定・最終改定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

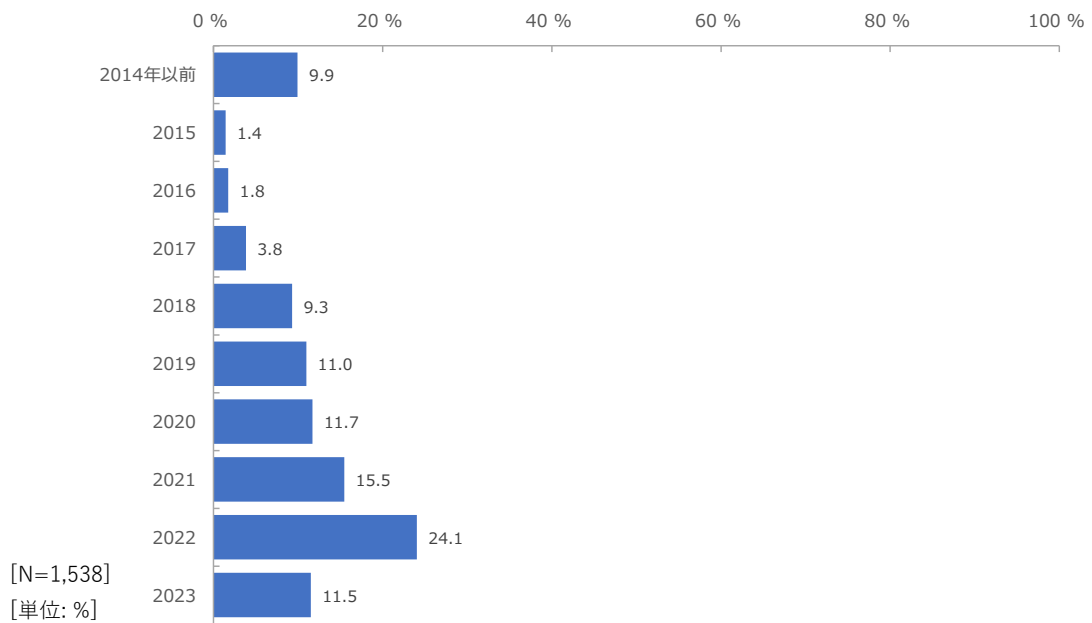
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2022年」(21.7%)が最も高く、次いで「2021年」(15.5%)、「2020年」(12.5%)と続く。

また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(46.9%)が多い。

図表 26 事務事業編の策定・最終改定年度



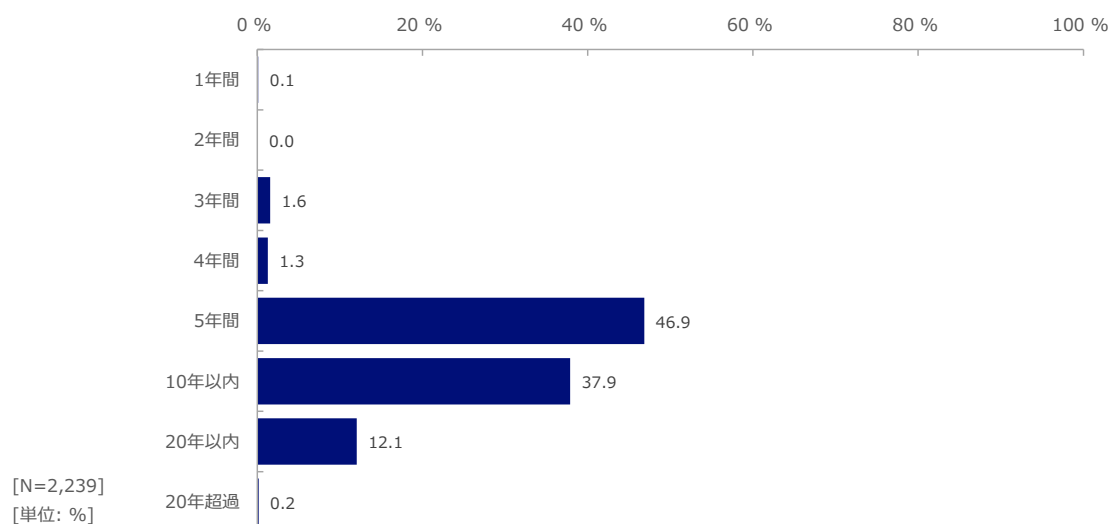
図表 27 事務事業編の策定・最終改定年度【基礎自治体】



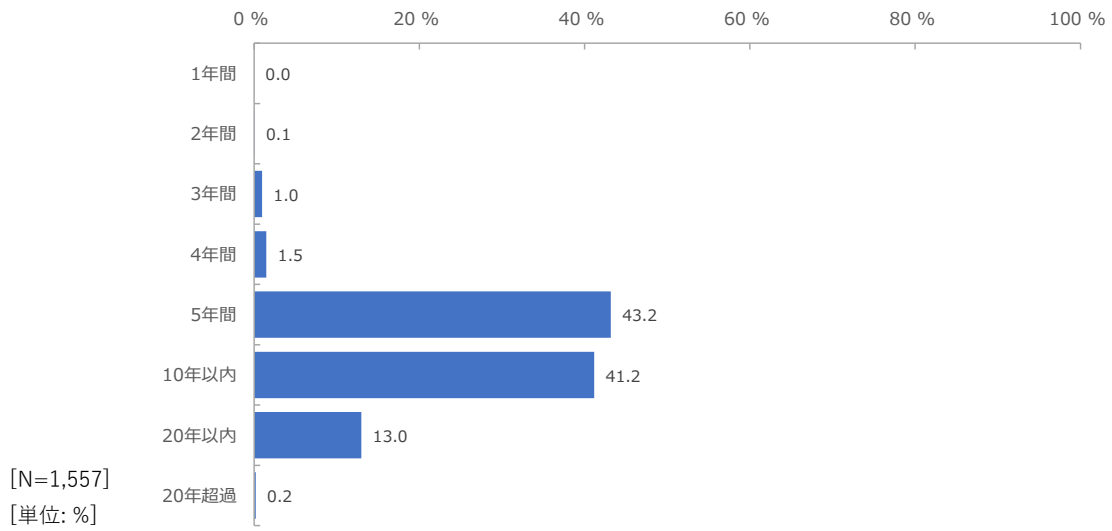
図表 28 事務事業編の策定・最終改定年度【団体区分別】

		2015年以前	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022以降	合計
回答数	全体	291	41	79	181	229	275	334	730	2,160
	都道府県	0	1	0	1	2	10	9	24	47
	政令指定都市	0	0	1	1	1	4	4	9	20
	中核市	3	0	1	3	2	11	14	28	62
	施行時特例市	1	1	1	3	2	4	3	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	1	8	16	24	23	37	60	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	4	20	48	50	60	71	176	459
	人口1万人以上3万人未満の市町村	54	8	15	34	47	38	58	145	399
	人口1万人未満の市町村	98	12	13	37	41	30	42	97	370
	地方公共団体の組合	99	14	20	38	60	95	96	183	605
比率 (%)	全体	13.5	1.9	3.7	8.4	10.6	12.7	15.5	33.8	
	都道府県	0.0	2.1	0.0	2.1	4.3	21.3	19.1	51.1	
	政令指定都市	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	20.0	20.0	45.0	
	中核市	4.8	0.0	1.6	4.8	3.2	17.7	22.6	45.2	
	施行時特例市	4.3	4.3	4.3	13.0	8.7	17.4	13.0	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3.4	0.6	4.6	9.1	13.7	13.1	21.1	34.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6.5	0.9	4.4	10.5	10.9	13.1	15.5	38.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13.5	2.0	3.8	8.5	11.8	9.5	14.5	36.3	
	人口1万人未満の市町村	26.5	3.2	3.5	10.0	11.1	8.1	11.4	26.2	
	地方公共団体の組合	16.4	2.3	3.3	6.3	9.9	15.7	15.9	30.2	

図表 29 最新計画の計画期間



図表 30 最新計画の計画期間【基礎自治体】



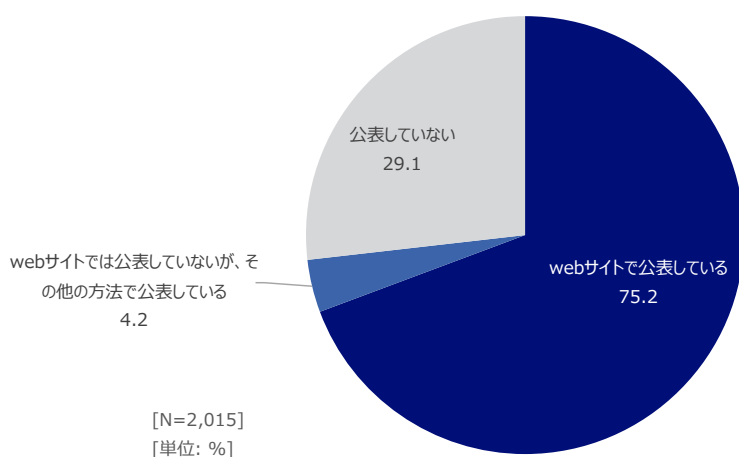
図表 31 最新計画の計画期間【団体区分別】

		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
回答数	全体	3	1	33	27	1,004	828	260	4	2,160
	都道府県	0	0	0	2	12	30	3	0	47
	政令指定都市	0	0	0	0	1	17	2	0	20
	中核市	0	0	0	1	12	39	9	1	62
	施行時特例市	0	0	1	1	5	15	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	1	2	50	88	34	0	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	4	12	177	192	72	0	458
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	0	5	2	191	152	49	1	400
	人口1万人未満の市町村	0	0	4	3	224	108	32	1	372
	地方公共団体の組合	3	0	18	4	332	187	58	1	603
比率 (%)	全体	0.1	0.0	1.5	1.3	46.5	38.3	12.0	0.2	
	都道府県	0.0	0.0	0.0	4.3	25.5	63.8	6.4	0.0	
	政令指定都市	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	85.0	10.0	0.0	
	中核市	0.0	0.0	0.0	1.6	19.4	62.9	14.5	1.6	
	施行時特例市	0.0	0.0	4.3	4.3	21.7	65.2	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0.0	0.0	0.6	1.1	28.6	50.3	19.4	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0.0	0.2	0.9	2.6	38.6	41.9	15.7	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0.0	0.0	1.3	0.5	47.8	38.0	12.3	0.3	
	人口1万人未満の市町村	0.0	0.0	1.1	0.8	60.2	29.0	8.6	0.3	
	地方公共団体の組合	0.5	0.0	3.0	0.7	55.1	31.0	9.6	0.2	

2) 事務事業編の公表状況<Q1-1(2)>

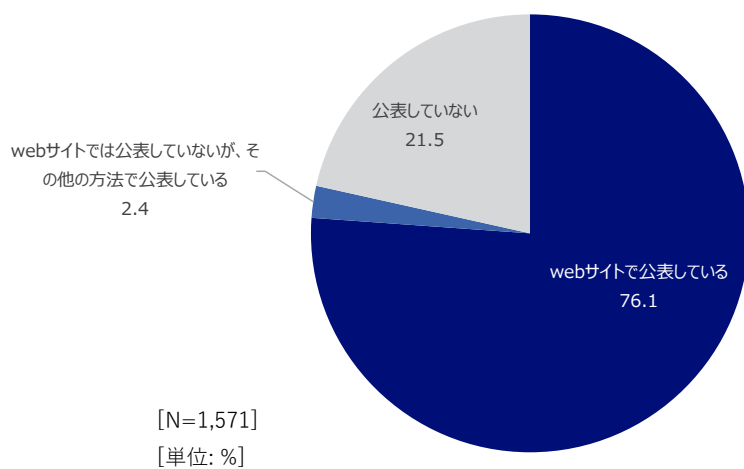
事務事業編を策定している団体のうち、計画を公表している団体は全体の79.4%である。

図表 32 事務事業編の公表状況



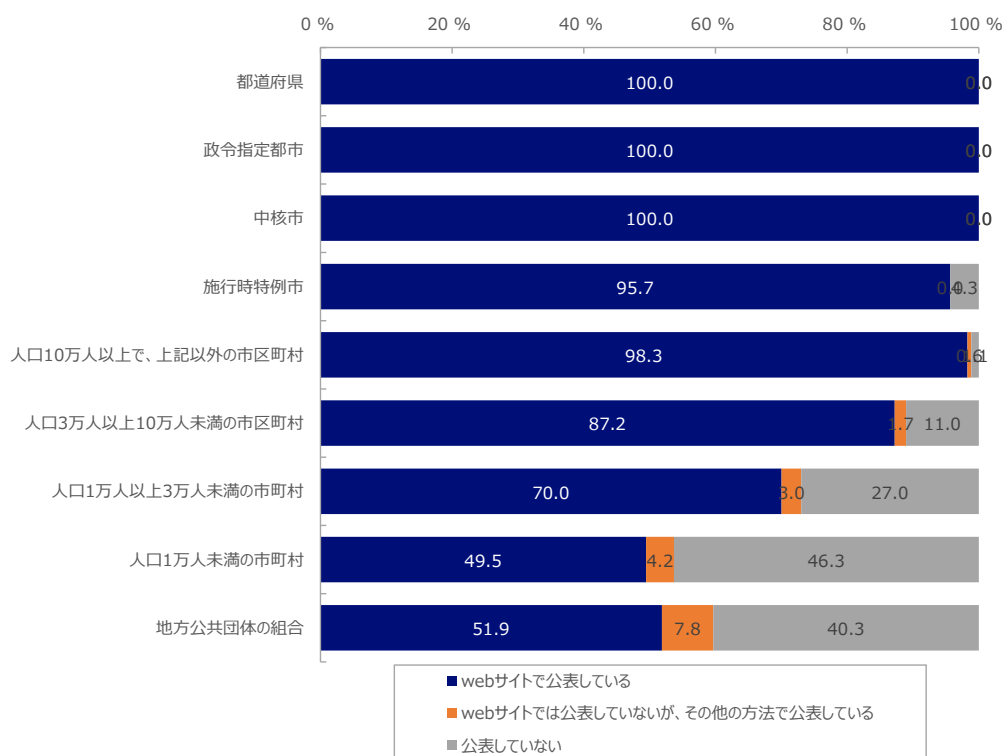
	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他	公表していない	合計
全体	1,515	85	586	2,015
比率 (%)	75.2	4.2	29.1	

図表 33 事務事業編の公表状況【基礎自治体】



		webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
全体		1,196	37	338	1,571
比率 (%)		76	2	22	

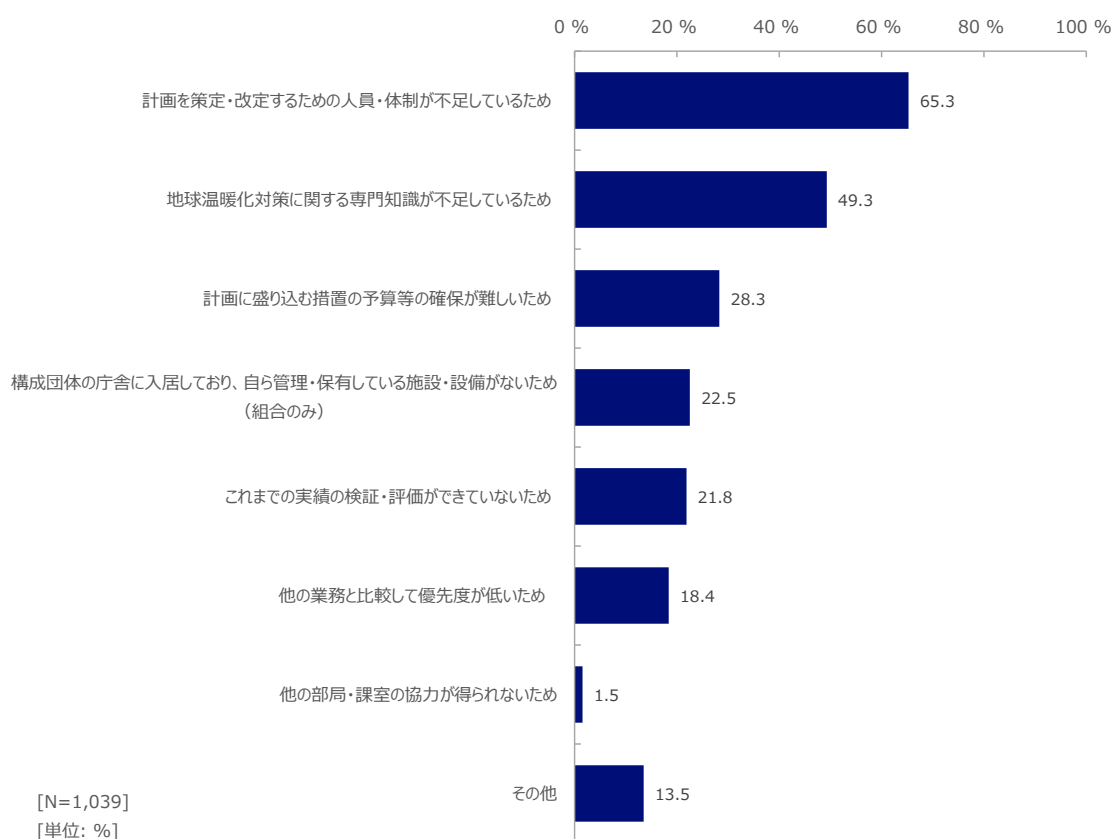
図表 34 事務事業編の公表状況【団体区分別】



3) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由 <Q1-1(3)>

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」（65.3%）が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」（49.3%）、「計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため」（28.3%）と続く。

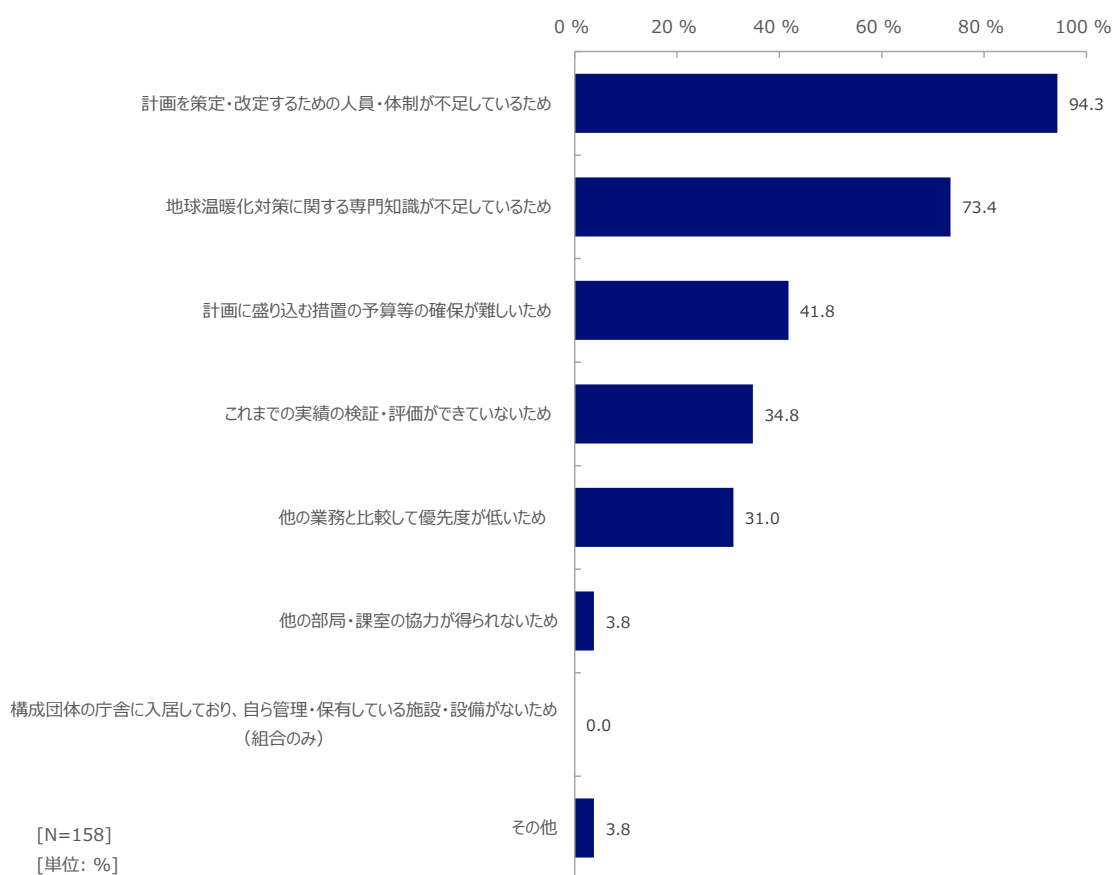
図表 35 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	他の部局・課室の協力が得られないため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）	その他	合計
全体	678	294	512	227	191	16	234	140	1,039
比率	65.3	28.3	49.3	21.8	18.4	1.5	22.5	13.5	

基礎自治体においても、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(94.3%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」(73.4%)、「計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため」(41.8%)と続く。

図表 36 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【基礎自治体】

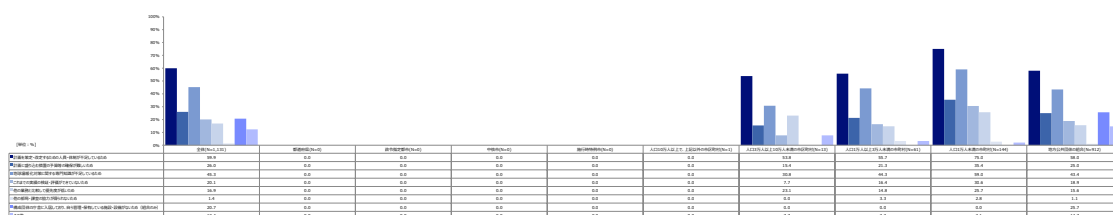


	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低いため	他の部局・課室の協力が得られないため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため(組合のみ)	その他	合計
全体	149	66	116	55	49	6	0	6	158
比率	94.3	41.8	73.4	34.8	31.0	3.8	0.0	3.8	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「構成団体の庁舎に同居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため」の割合が高い。

図表 37 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



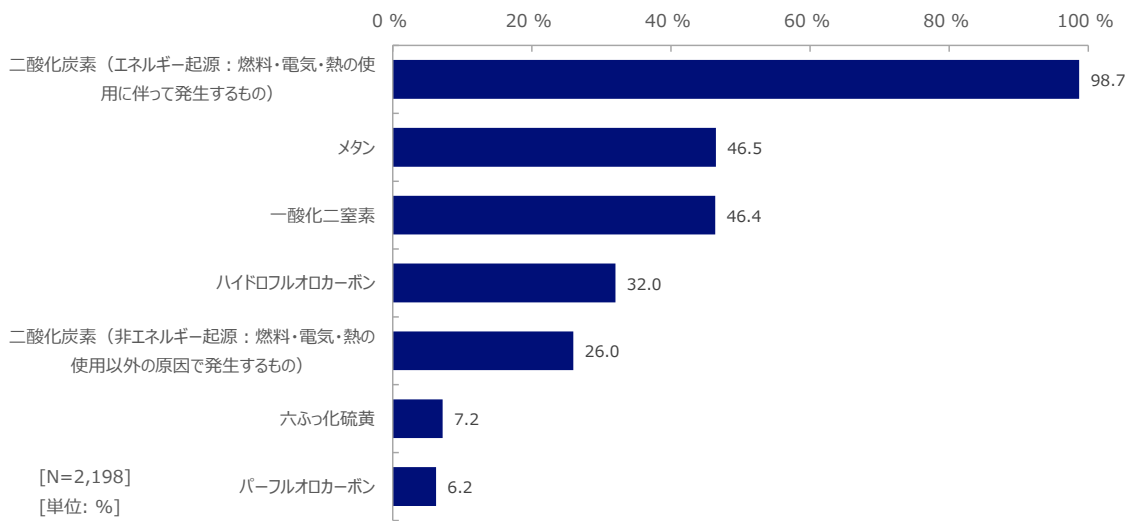
	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	他の部局・課室の協力が得られない	構成団体の庁舎に同居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）	その他	合計
回答数	678	294	512	227	191	16	234	140	1039
比率 (%)	59.9	26.0	45.3	20.1	16.9	1.4	20.7	12.4	
全体	678	294	512	227	191	16	234	140	1039
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施行期特別市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人口10万人以上、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	2	4	1	3	0	0	1	7
人口1万人以上3万人未満の市町村	34	13	27	10	9	2	0	2	36
人口1万人未満の市町村	108	51	85	44	37	4	0	3	115
地方公共団体の組合	529	228	396	172	142	10	234	134	881
全体(N=1,131)	59.9	26.0	45.3	20.1	16.9	1.4	20.7	12.4	
都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
施行期特別市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=13)	53.8	15.4	7.7	23.1	23.1	0.0	0.0	7.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=61)	55.7	21.3	44.3	16.4	14.8	3.3	0.0	3.3	
人口1万人未満の市町村(N=144)	75.0	35.4	59.0	30.6	25.7	2.8	0.0	2.1	
地方公共団体の組合(N=912)	58.0	25.0	43.4	18.9	15.6	1.1	25.7	14.7	

4) 排出量算定の対象としているガスの種類 <Q1-1(4)>

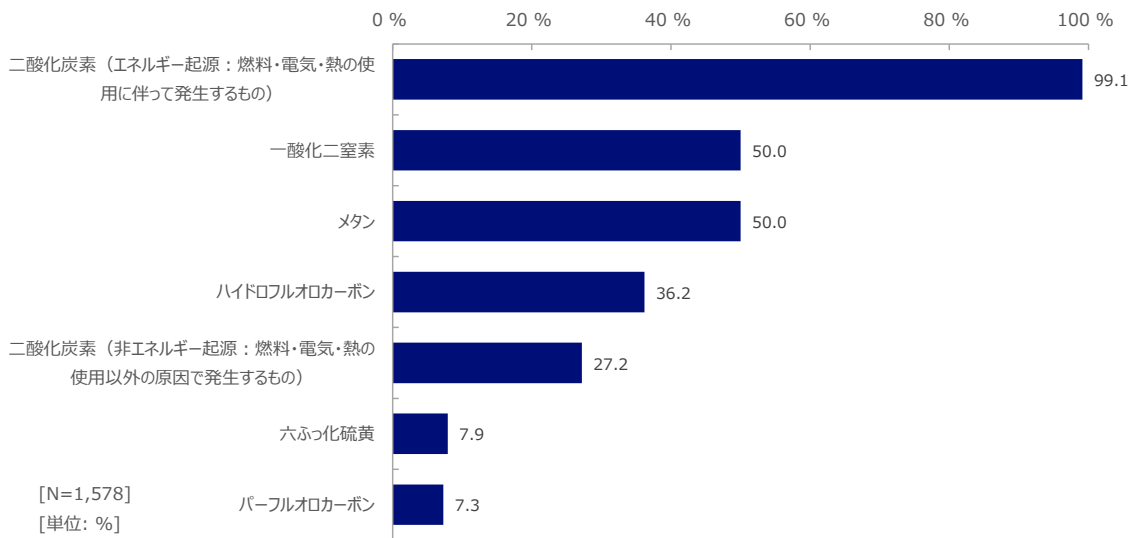
事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（98.7%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている（基礎自治体においては99.1%）。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（46.5%）、「一酸化二窒素」（46.4%）は、事務事業編を策定済みの団体の約45%が排出量算定の対象としている。

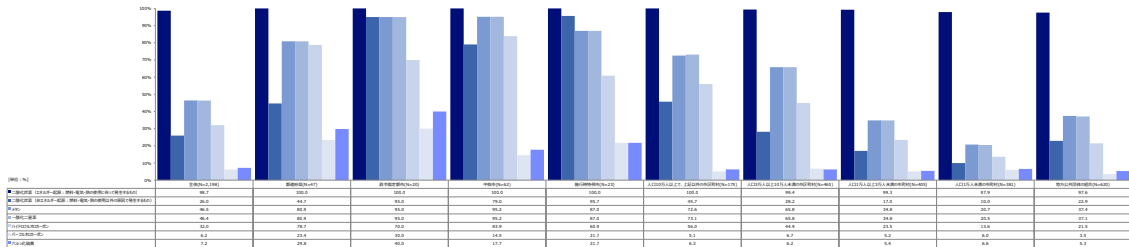
図表 38 排出量算定の対象としているガスの種類



図表 39 排出量算定の対象としているガスの種類【基礎自治体】



図表 40 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



団体区分	二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	2,169	571	1,021	1,019	704	137	158	2,198
比率 (%)	98.7	26.0	46.5	46.4	32.0	6.2	7.2	
都道府県(N=47)	100.0	44.7	80.9	80.9	78.7	23.4	29.8	
政令指定都市(N=20)	100.0	95.0	95.0	95.0	70.0	30.0	40.0	
中核市(N=62)	100.0	79.0	95.2	95.2	83.9	14.5	17.7	
施行時特例市(N=23)	100.0	95.7	87.0	87.0	60.9	21.7	21.7	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=175)	100.0	45.7	72.6	73.1	56.0	5.1	6.3	
人口3人以上10万人未満の市区町村(N=465)	99.4	28.2	65.8	65.8	44.9	6.7	6.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=405)	99.3	17.0	34.8	34.8	23.5	5.2	5.4	
人口1万人未満の市町村(N=381)	97.9	10.0	20.7	20.5	13.6	6.0	6.6	
地方公共団体の組合(N=620)	97.6	22.9	37.4	37.1	21.5	3.5	5.3	

5) 事務事業編の共同策定の検討状況 <Q1-1(5)>

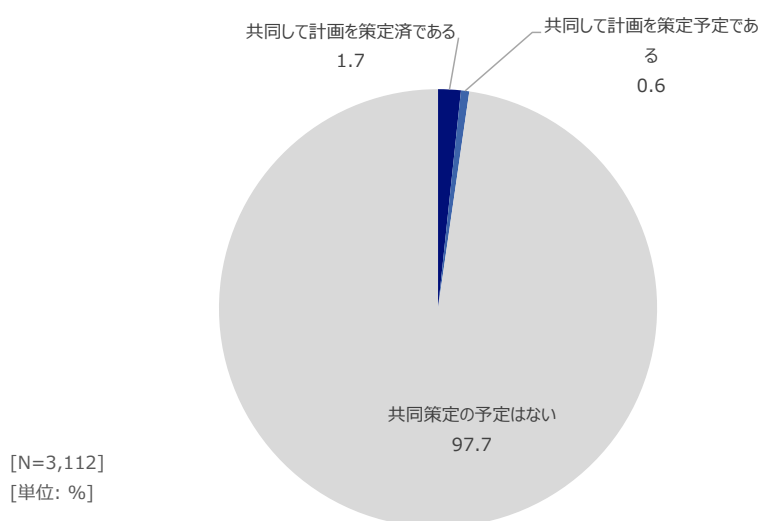
回答団体全体における事務事業編の共同策定検討状況を見ると「共同策定の予定はない」(97.7%)が最も高く、次いで「共同して計画を策定済である」(1.7%)、「共同して計画を策定予定である」(0.6%)と続く。

事務事業編を共同策定していると回答した団体は52団体で、昨年度調査の50団体から2団体増加した。

基礎自治体においても、「共同策定の予定はない」と回答している団体が1,656団体(98.4%)確認されている。

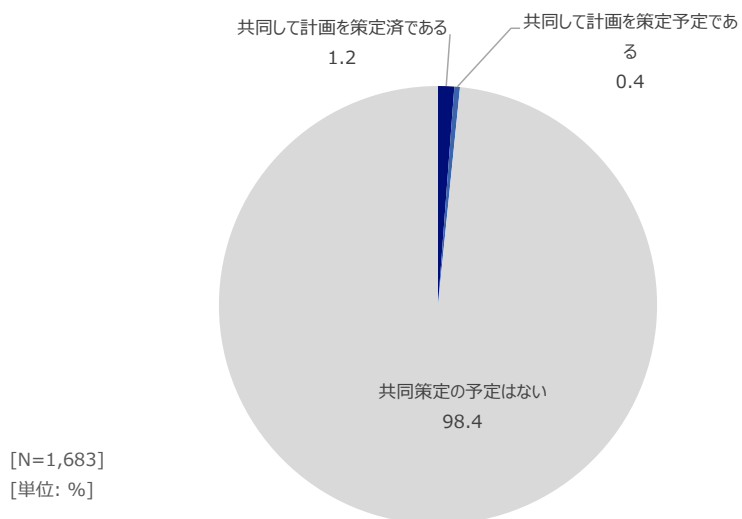
団体区分別に見ると、政令指定都市、施行時特例市において、共同して計画を策定済の団体が多くなっている。

図表 41 事務事業編の共同策定の検討状況



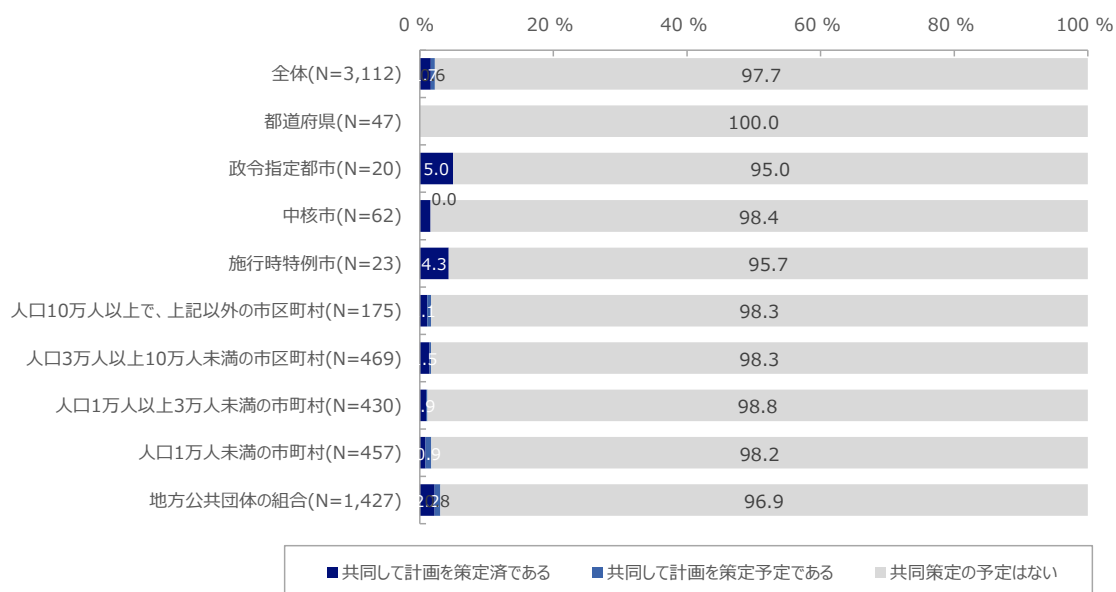
	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	52	19	3,041	3,112
比率	1.7	0.6	97.7	

図表 42 事務事業編の共同策定の検討状況【基礎自治体】



	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	20	7	1,656	1,683
比率	1.2	0.4	98.4	

図表 43 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】



		共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	全体	52	19	3,041	3,112
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	1	0	61	62
	施行時特例市	1	0	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	1	172	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	1	461	469
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	425	430
	人口1万人未満の市町村	4	4	449	457
	地方公共団体の組合	32	12	1,383	1,427
比率 (%)	全体(N=3,112)	1.7	0.6	97.7	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	95.0	
	中核市(N=62)	1.6	0.0	98.4	
	施行時特例市(N=23)	4.3	0.0	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	1.1	0.6	98.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	1.5	0.2	98.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=430)	0.9	0.2	98.8	
	人口1万人未満の市町村(N=457)	0.9	0.9	98.2	
	地方公共団体の組合(N=1,427)	2.2	0.8	96.9	

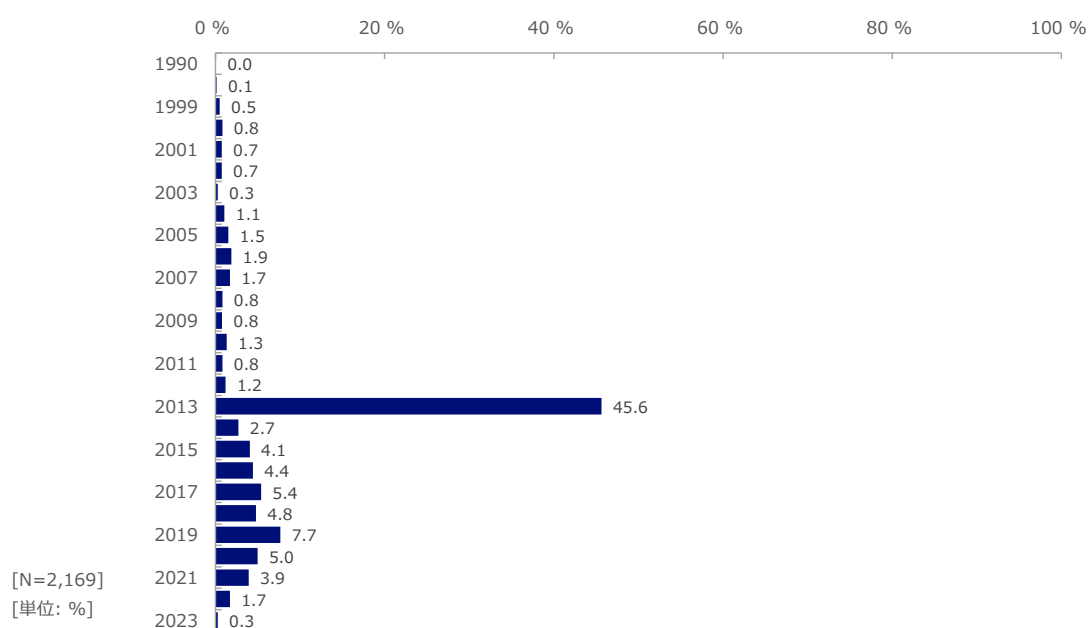
(2) 事務事業に係る温室効果ガス排出量および電気使用量実績<Q1-2>

1) 温室効果ガス総排出量

① 基準年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」(45.6%)が最も多い。

図表 44 温室効果ガス総排出量：基準年度

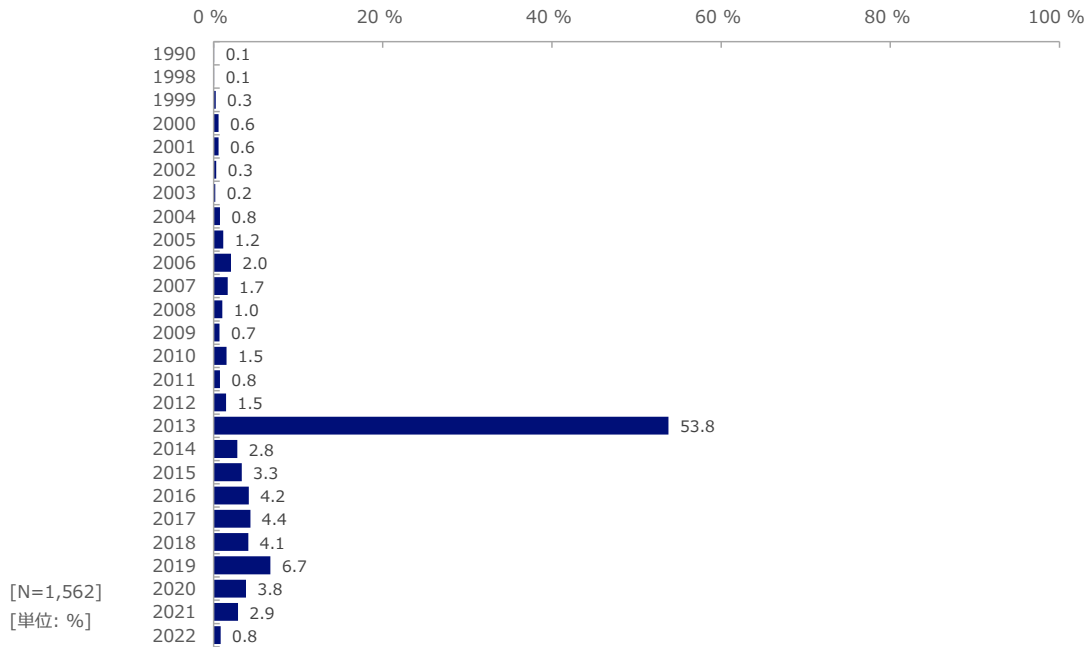


	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
全体	1	3	11	18	16	16	6	23	33
比率 (%)	0.0	0.1	0.5	0.8	0.7	0.7	0.3	1.1	1.5

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	41	37	18	17	29	18	26	990	59	88
比率 (%)	1.9	1.7	0.8	0.8	1.3	0.8	1.2	45.6	2.7	4.1

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
96	117	104	166	108	85	37	6	2,169
4.4	5.4	4.8	7.7	5.0	3.9	1.7	0.3	

図表 45 温室効果ガス総排出量：基準年度【基礎自治体】



	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
全体	1	1	4	9	9	5	3	12	18
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.6	0.6	0.3	0.2	0.8	1.2

2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
32	26	16	11	24	12	23	840	44	52
2.0	1.7	1.0	0.7	1.5	0.8	1.5	53.8	2.8	3.3

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
65	68	64	105	60	45	13	1,562
4.2	4.4	4.1	6.7	3.8	2.9	0.8	

図表 46 温室効果ガス総排出量：基準年度【団体区分別】

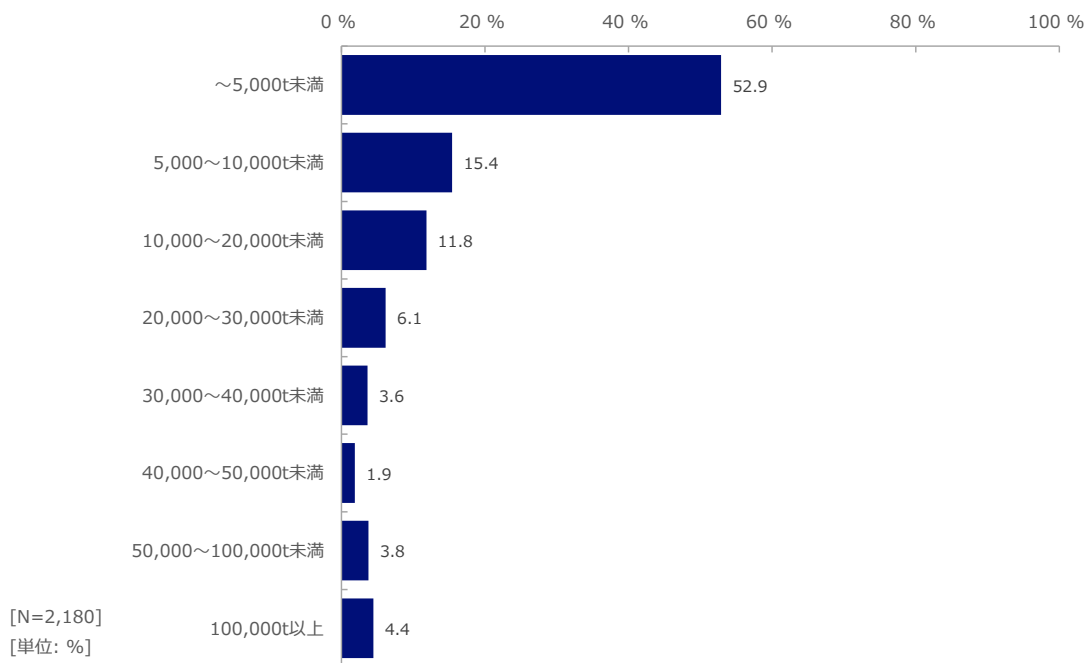
	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
回答数	全体	1	3	11	18	16	16	6	23	35	42	37	19	17	30
	都道府県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	1	3	0	0	2	1	3	5	5	4	2	5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	2	6	0	1	5	7	10	7	5	2	7
	人口1万人未満の市町村	0	0	3	2	2	5	0	6	8	17	13	8	6	9
	地方公共団体の組合	0	2	7	9	7	11	3	11	15	9	11	2	6	5
比率 (%)	全体(N=2,200)	0.0	0.1	0.5	0.8	0.7	0.7	0.3	1.0	1.6	1.9	1.7	0.9	0.8	1.4
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	0.0	0.0	0.6	1.7
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	0.0	0.2	0.2	0.6	0.0	0.0	0.4	0.2	0.6	1.1	1.1	0.9	0.4	1.1
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=411)	0.2	0.0	0.0	0.5	1.5	0.0	0.2	1.2	1.7	2.4	1.7	1.2	0.5	1.7
	人口1万人未満の市町村(N=387)	0.0	0.0	0.8	0.5	0.5	1.3	0.0	1.6	2.1	4.4	3.4	2.1	1.6	2.3
	地方公共団体の組合(N=605)	0.0	0.3	1.2	1.5	1.2	1.8	0.5	1.8	2.5	1.5	1.8	0.3	1.0	0.8

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計	
回答数	全体	18	26	1,003	62	88	97	119	105	168	110	86	38	6	2,200
	都道府県	0	0	39	1	0	0	0	0	4	1	0	0	0	47
	政令指定都市	0	0	19	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
	中核市	0	1	46	1	1	4	0	2	6	0	0	0	0	62
	施行時特例市	0	0	20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	2	133	3	3	6	5	4	10	1	1	0	0	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	5	286	10	19	16	23	15	30	15	16	2	0	469
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	2	190	19	11	17	20	24	28	20	16	5	1	411
	人口1万人未満の市町村	7	13	120	13	18	21	22	20	28	25	13	7	1	387
	地方公共団体の組合	6	3	150	15	36	31	49	40	61	48	40	24	4	605
比率 (%)	全体(N=2,200)	0.8	1.2	45.6	2.8	4.0	4.4	5.4	4.8	7.6	5.0	3.9	1.7	0.3	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	83.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	95.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	0.0	1.6	74.2	1.6	1.6	6.5	0.0	3.2	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	87.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	0.0	1.1	73.6	1.7	1.7	3.4	2.8	2.3	5.7	0.6	0.6	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	0.0	1.1	61.0	2.1	4.1	3.4	4.9	3.2	6.4	3.2	3.4	0.4	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=411)	1.2	0.5	46.2	4.6	2.7	4.1	4.9	5.8	6.8	4.9	3.9	1.2	0.2	
	人口1万人未満の市町村(N=387)	1.8	3.4	31.0	3.4	4.7	5.4	5.7	5.2	7.2	6.5	3.4	1.8	0.3	
	地方公共団体の組合(N=605)	1.0	0.5	24.8	2.5	6.0	5.1	8.1	6.6	10.1	7.9	6.6	4.0	0.7	

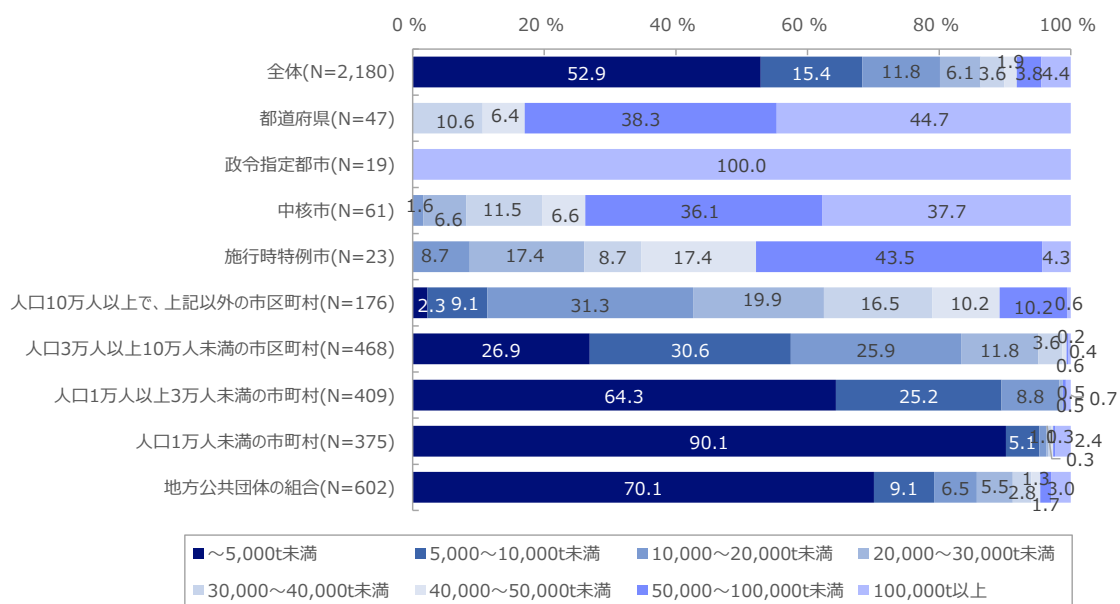
②基準年度排出量 <Q1-2(1)>

基準年度の温室効果ガス総排出量は5,000トン未満の団体が最も多く、52.9%にのぼる。団体区部分別の排出量をみると、特例市以上の規模の団体において、総量は大きいものの、一人当たり排出量は他団体区分と同様に0.3トン未満で設定している。

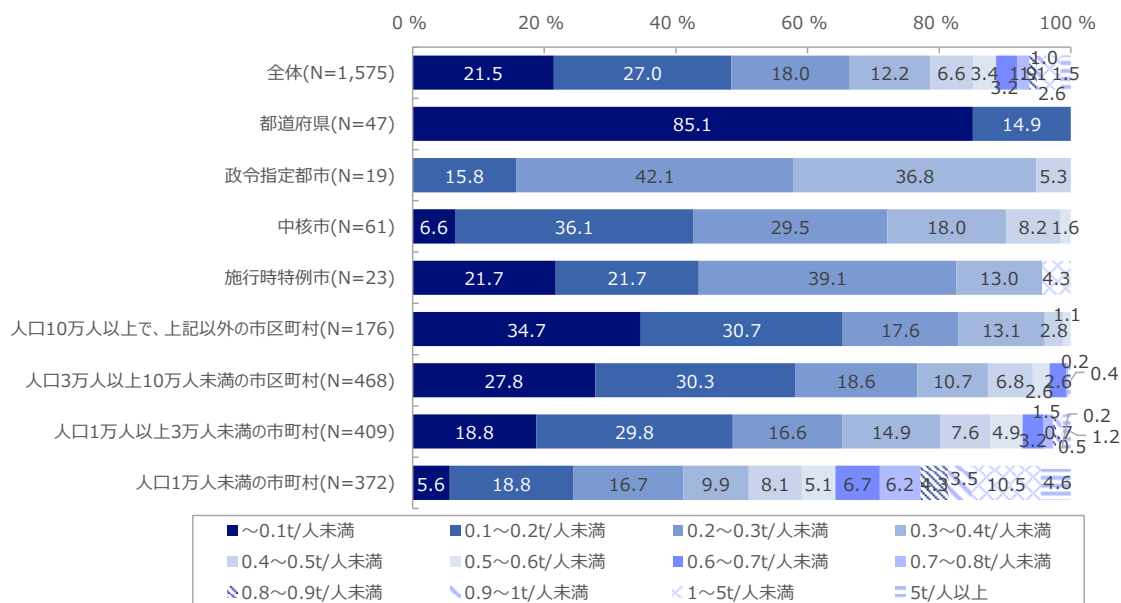
図表 47 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量



図表 48 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量【団体区分別】



図表 49 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】



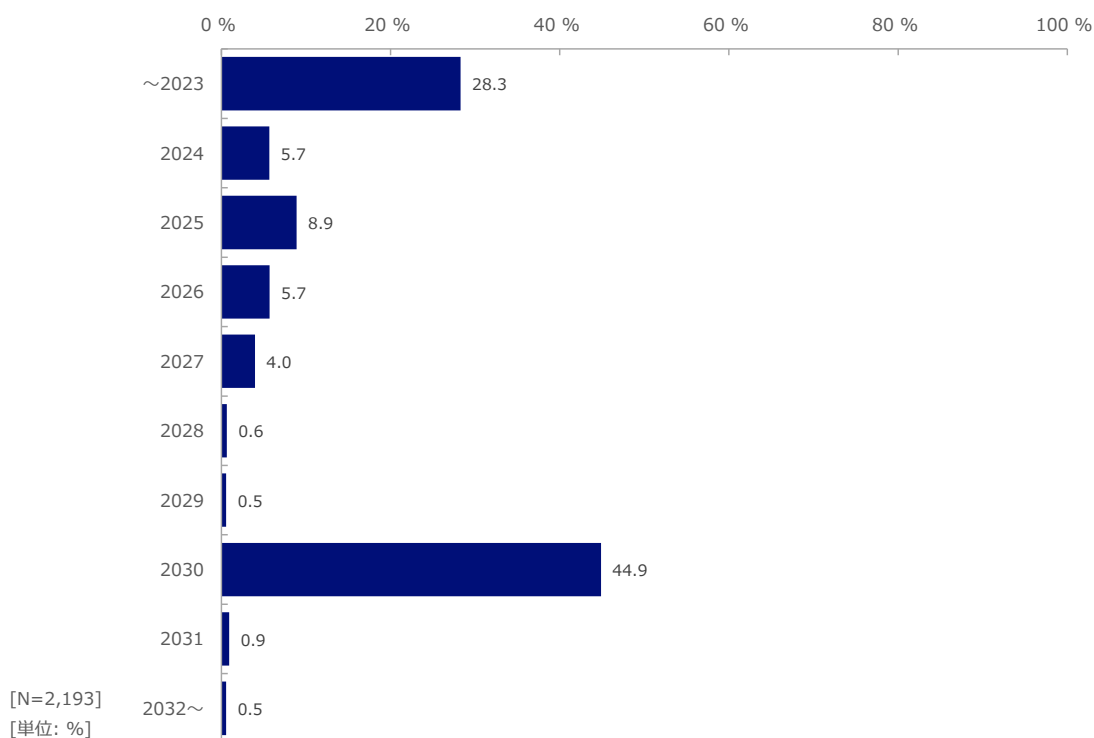
回答数	~0.1t/人未満	0.1~0.2t/人未満	0.2~0.3t/人未満	0.3~0.4t/人未満	0.4~0.5t/人未満	0.5~0.6t/人未満	0.6~0.7t/人未満	0.7~0.8t/人未満	0.8~0.9t/人未満	0.9~1t/人未満	1~5t/人未満	5t/人以上	合計
全体	330	425	283	192	104	54	50	30	18	16	41	24	1,575
都道府県	40	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
政令指定都市	0	3	8	7	1	0	0	0	0	0	0	0	19
中核市	4	22	18	11	5	1	0	0	0	0	0	0	61
施行時特例市	5	5	9	3	0	0	0	0	0	0	1	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	54	31	23	5	2	0	0	0	0	0	0	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	130	142	87	50	32	12	12	1	0	0	0	2	468
人口1万人以上3万人未満の市町村	77	122	68	61	31	20	13	6	2	3	1	5	409
人口1万人未満の市町村	21	70	62	37	30	19	25	23	16	13	39	17	372
比率 (%)	21.5	27.0	18.0	12.2	6.6	3.4	3.2	1.9	1.1	1.0	2.6	1.5	
都道府県(N=47)	85.1	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=19)	0.0	15.8	42.1	36.8	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=61)	6.6	36.1	29.5	18.0	8.2	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	21.7	21.7	39.1	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	34.7	30.7	17.6	13.1	2.8	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=468)	27.8	30.3	18.6	10.7	6.8	2.6	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=409)	18.8	29.8	16.6	14.9	7.6	4.9	3.2	1.5	0.7	0.2	1.2		
人口1万人未満の市町村(N=372)	5.6	18.8	16.7	9.9	8.1	5.1	6.7	6.2	4.3	3.5	10.5	4.6	

③目標年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2030年」(44.9%)が最も高く、次いで「～2023年」(28.3%)、「2025年」(8.9%)と続く。基礎自治体においても傾向は変わらず、2030年が最も高い。

また人口3万人未満の市町村と組合においては2021年度以前が目標年度となっている団体があり、一部で計画の見直しが必要な団体が認められる。

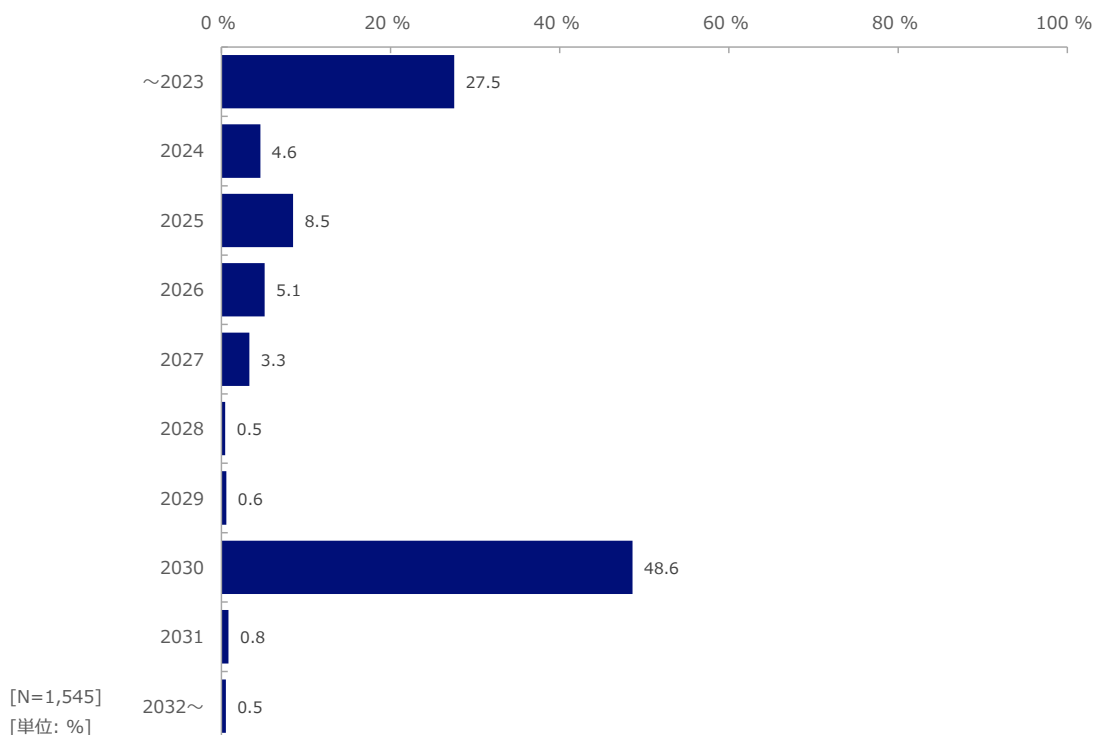
図表 50 温室効果ガス総排出量：目標年度



	～2023	2024	2025	2026	2027
全体	620	124	195	125	87
比率 (%)	28.3	5.7	8.9	5.7	4.0

	2028	2029	2030	2031	2032～	合計
全体	14	12	984	20	12	2,193
比率 (%)	0.6	0.5	44.9	0.9	0.5	

図表 51 温室効果ガス総排出量：目標年度【基礎自治体】



	~2023	2024	2025	2026	2027
全体	425	71	131	79	51
比率 (%)	27.5	4.6	8.5	5.1	3.3

	2028	2029	2030	2031	2032~	合計
全体	7	9	751	13	8	1,545
比率 (%)	0.5	0.6	48.6	0.8	0.5	

図表 52 温室効果ガス総排出量：目標年度【団体区分別】

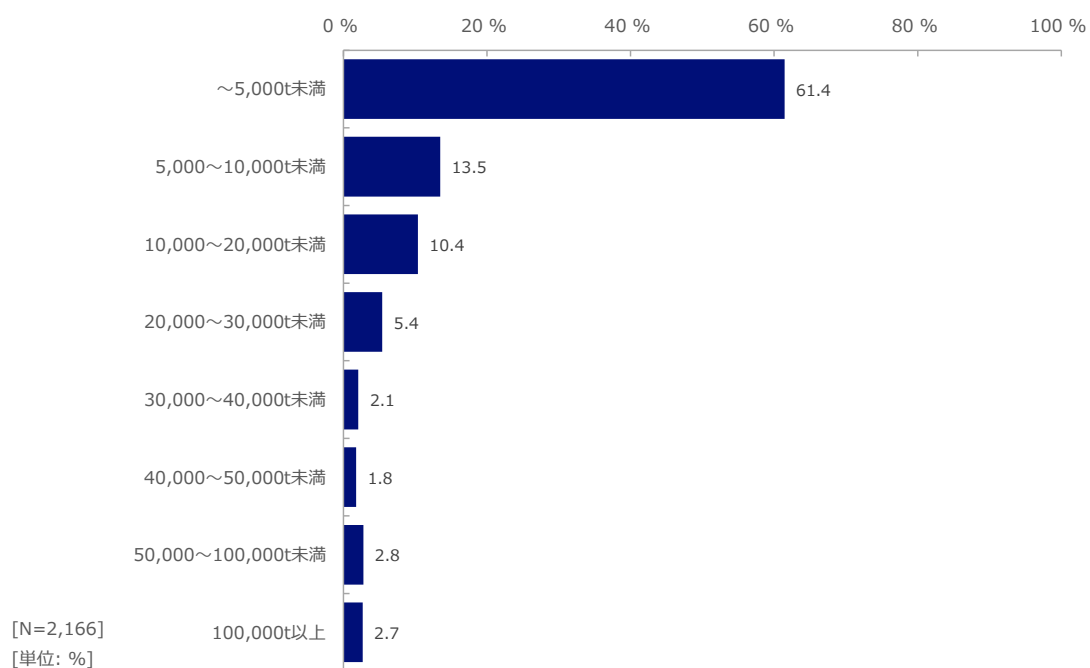
	~2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032~	合計
回答数											
全体	620	124	195	125	87	14	12	984	20	12	2,193
都道府県	2	1	7	0	0	0	0	37	0	0	47
政令指定都市	0	1	2	0	0	0	0	17	0	0	20
中核市	3	1	9	3	2	1	1	42	0	0	62
施行特例市	4	1	3	2	1	1	0	11	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	10	15	5	7	1	2	106	2	2	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	100	22	45	31	20	1	1	239	6	2	467
人口1万人以上3万人未満の市区町村	123	18	28	28	13	2	3	196	3	2	410
人口1万人未満の市町村	169	18	29	16	8	1	2	140	2	2	387
地方公共団体の組合	193	52	57	46	36	7	3	195	7	4	601
比率 (%)											
全体(N=2,193)	28.3	5.7	8.9	5.7	4.0	0.6	0.5	44.9	0.9	0.5	
都道府県(N=47)	4.3	2.1	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.7	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	4.8	1.6	14.5	4.8	3.2	1.6	1.6	67.7	0.0	0.0	
施行特例市(N=23)	17.4	4.3	13.0	8.7	4.3	4.3	0.0	47.8	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	14.8	5.7	8.5	2.8	4.0	0.6	1.1	60.2	1.1	1.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=467)	21.4	4.7	9.6	6.6	4.3	0.2	0.2	51.2	1.3	0.4	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=410)	30.0	4.4	6.8	5.4	3.2	0.5	0.7	47.8	0.7	0.5	
人口1万人未満の市町村(N=387)	43.7	4.7	7.5	4.1	2.1	0.3	0.5	36.2	0.5	0.5	
地方公共団体の組合(N=601)	32.1	8.7	9.5	7.7	6.0	1.2	0.5	32.6	1.2	0.7	

④ 目標年度排出量 <Q1-2(1)>

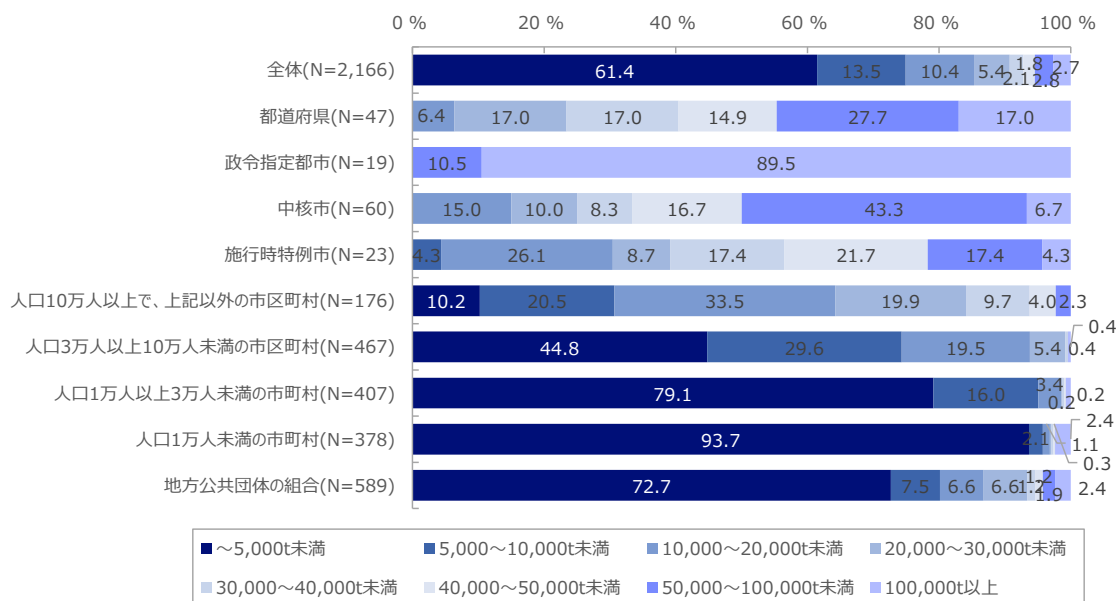
目標年度における温室効果ガス排出量（目標値）をみると、5,000 トン以下を目標に掲げている団体が最も多く、61.4%となっている。

団体区分別にみると、施行時特例市以上の規模の団体は目標排出量の値は大きい。一方で一人当たり排出量の目標は0.2 トン以下で設定している。

図表 53 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

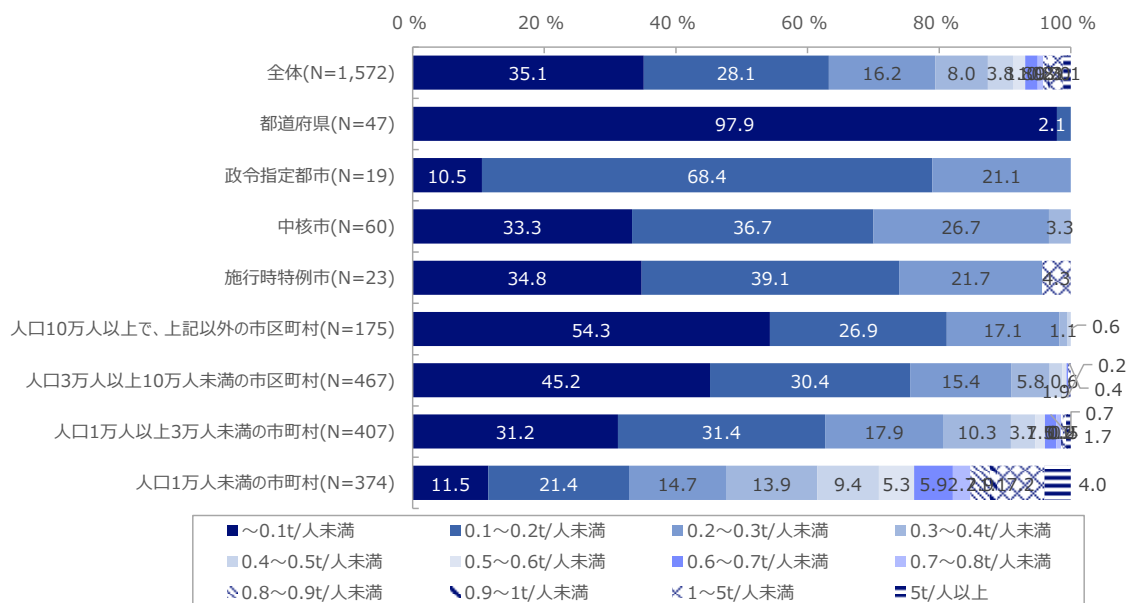


図表 54 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別】



		~5,000t未満	5,000~10,000t未満	10,000~20,000t未満	20,000~30,000t未満	30,000~40,000t未満	40,000~50,000t未満	50,000~100,000t未満	100,000t以上	合計	
回答数	全体	1,331	292	225	117	45	38	60	58	2,166	
	都道府県	0	0	3	8	8	7	13	8	47	
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	2	17	19	
	中核市	0	0	9	6	5	10	26	4	60	
	施行時特例市	0	1	6	2	4	5	4	1	23	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	36	59	35	17	7	4	0	176	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	209	138	91	25	2	0	0	2	467	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	322	65	14	1	1	1	0	3	407	
	人口1万人未満の市町村	354	8	4	1	1	1	0	9	378	
	地方公共団体の組合	428	44	39	39	7	7	11	14	589	
	比率 (%)	全体(N=2,166)	61.4	13.5	10.4	5.4	2.1	1.8	2.8	2.7	
		都道府県(N=47)	0.0	0.0	6.4	17.0	17.0	14.9	27.7	17.0	
政令指定都市(N=19)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	89.5		
中核市(N=60)		0.0	0.0	15.0	10.0	8.3	16.7	43.3	6.7		
施行時特例市(N=23)		0.0	4.3	26.1	8.7	17.4	21.7	17.4	4.3		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)		10.2	20.5	33.5	19.9	9.7	4.0	2.3	0.0		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=467)		44.8	29.6	19.5	5.4	0.4	0.0	0.4			
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=407)		79.1	16.0	3.4	0.2	0.2	0.2	0.0	0.7		
人口1万人未満の市町村(N=378)		93.7	2.1	1.1	0.3	0.3	0.3	0.0	2.4		
地方公共団体の組合(N=589)		72.7	7.5	6.6	6.6	1.2	1.2	1.9	2.4		

図表 55 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】

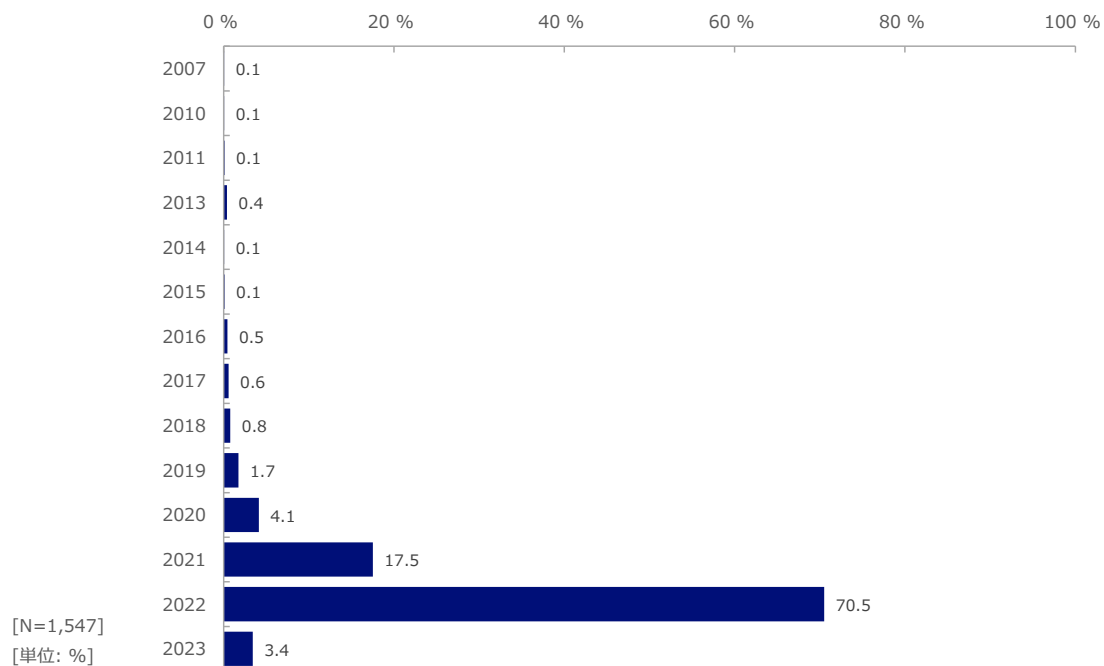


回答数	~0.1t/人未満	0.1~0.2t/人未満	0.2~0.3t/人未満	0.3~0.4t/人未満	0.4~0.5t/人未満	0.5~0.6t/人未満	0.6~0.7t/人未満	0.7~0.8t/人未満	0.8~0.9t/人未満	0.9~1t/人未満	1~5t/人未満	5t/人以上	合計
全体	552	442	255	125	60	29	30	13	11	5	32	18	1,572
都道府県	46	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
政令指定都市	2	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
中核市	20	22	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	60
施行時特例市	8	9	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	95	47	30	2	1	0	0	0	0	0	0	0	175
人口3万人以上10万人未満の市区町村	211	142	72	27	9	3	1	0	0	0	2	0	467
人口1万人以上3万人未満の市町村	127	128	73	42	15	6	7	3	0	1	2	3	407
人口1万人未満の市町村	43	80	55	52	35	20	22	10	11	4	27	15	374
比率 (%)	35.1	28.1	16.2	8.0	3.8	1.8	1.9	0.8	0.7	0.3	2.0	1.1	
都道府県	97.9	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市	10.5	68.4	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市	33.3	36.7	26.7	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市	34.8	39.1	21.7	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54.3	26.9	17.1	1.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	45.2	30.4	15.4	5.8	1.9	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村	31.2	31.4	17.9	10.3	3.7	1.5	1.7	0.7	0.0	0.2	0.5	0.7	
人口1万人未満の市町村	11.5	21.4	14.7	13.9	9.4	5.3	5.9	2.7	2.9	1.1	7.2	4.0	

⑤直近点検年度 <Q1-6>

事務事業編を策定済みの団体において、直近の点検年度は、「2022年」(70.5%)が最も高く、次いで「2021年」(17.5%)、「2020年」(4.1%)と続く。

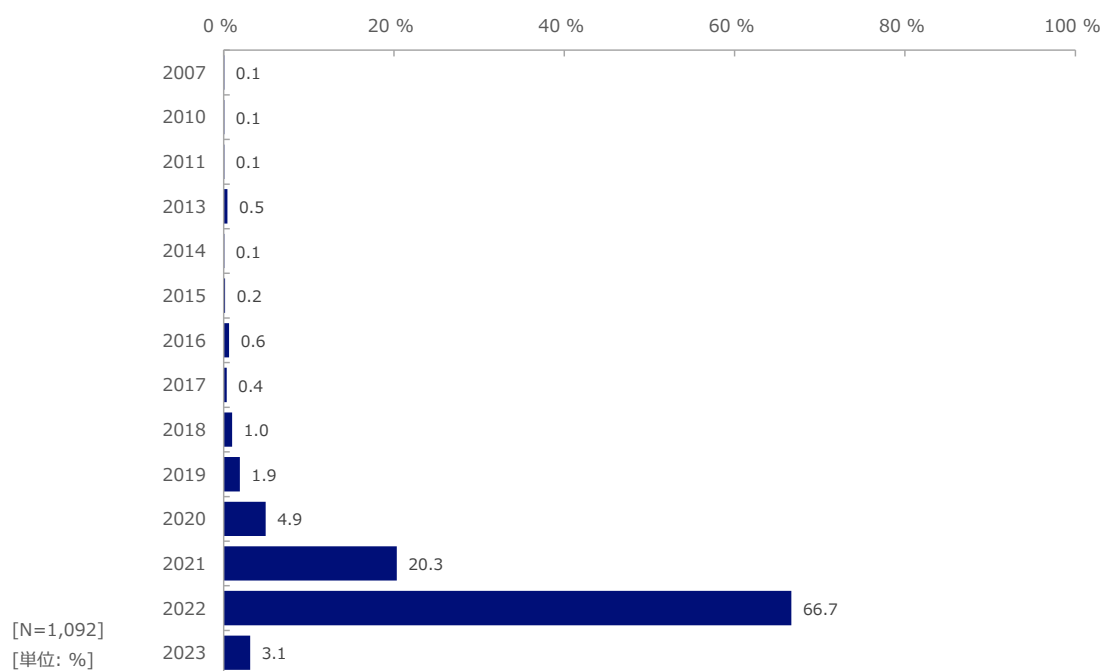
図表 56 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度



	2007	2010	2011	2013	2014	2015	2016
全体	1	1	2	6	1	2	7
比率 (%)	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	9	12	27	64	271	1,091	53	1,547
比率 (%)	0.6	0.8	1.7	4.1	17.5	70.5	3.4	

図表 57 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度【基礎自治体】



	2007	2010	2011	2013	2014	2015	2016
全体	1	1	1	5	1	2	7
比率 (%)	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2	0.6

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	4	11	21	54	222	728	34	1,092
比率 (%)	0.4	1.0	1.9	4.9	20.3	66.7	3.1	

図表 58 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度【団体区分別】

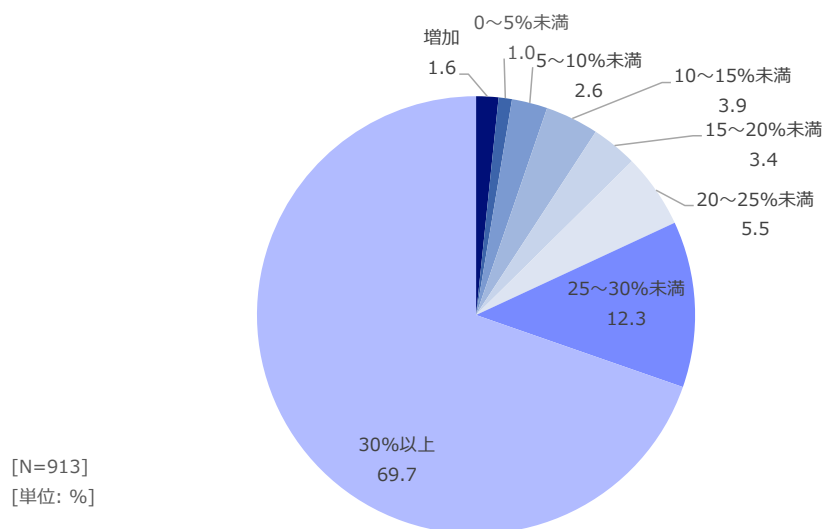
		2007	2010	2011	2013	2014	2015	2016
回答数	全体	1	1	2	6	1	2	7
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	1	0	0	1
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	0	0	2	0	1	2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	0	0	1	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	1	1	1	1	1	1	3
	地方公共団体の組合	0	0	1	1	0	0	0
比率 (%)	全体(N=1,547)	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5
	都道府県(N=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=61)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=166)	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=384)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.3	0.5
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=270)	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4
	人口1万人未満の市町村(N=169)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	1.8
	地方公共団体の組合(N=409)	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
回答数	全体	9	12	27	64	271	1,091	53	1,547
	都道府県	0	0	0	1	16	29	0	46
	政令指定都市	0	0	0	1	5	14	0	20
	中核市	0	0	0	1	13	46	1	61
	施行時特例市	0	0	0	0	3	19	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	1	2	27	128	5	166
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	3	8	18	68	274	8	384
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	5	8	18	66	157	13	270
	人口1万人未満の市町村	3	2	4	14	40	90	7	169
	地方公共団体の組合	5	1	6	9	33	334	19	409
比率 (%)	全体(N=1,547)	0.6	0.8	1.7	4.1	17.5	70.5	3.4	
	都道府県(N=46)	0.0	0.0	0.0	2.2	34.8	63.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	5.0	25.0	70.0	0.0	
	中核市(N=61)	0.0	0.0	0.0	1.6	21.3	75.4	1.6	
	施行時特例市(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	86.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=166)	0.0	0.6	0.6	1.2	16.3	77.1	3.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=384)	0.0	0.8	2.1	4.7	17.7	71.4	2.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=270)	0.4	1.9	3.0	6.7	24.4	58.1	4.8	
	人口1万人未満の市町村(N=169)	1.8	1.2	2.4	8.3	23.7	53.3	4.1	
	地方公共団体の組合(N=409)	1.2	0.2	1.5	2.2	8.1	81.7	4.6	

⑥目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率 <Q1-2(1)>

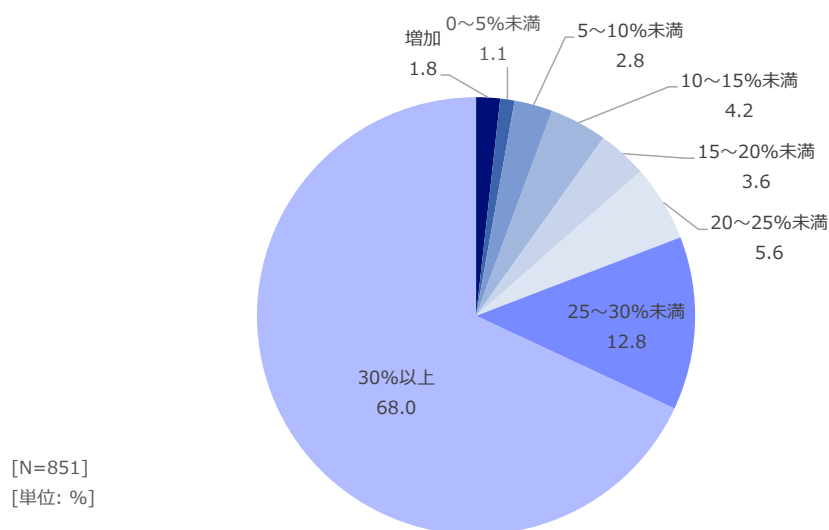
事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「30%以上」(69.7%)が最も多い。

図表 59 目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	24	36	31	50	112	636	913
比率	1.6	1.0	2.6	3.9	3.4	5.5	12.3	69.7	

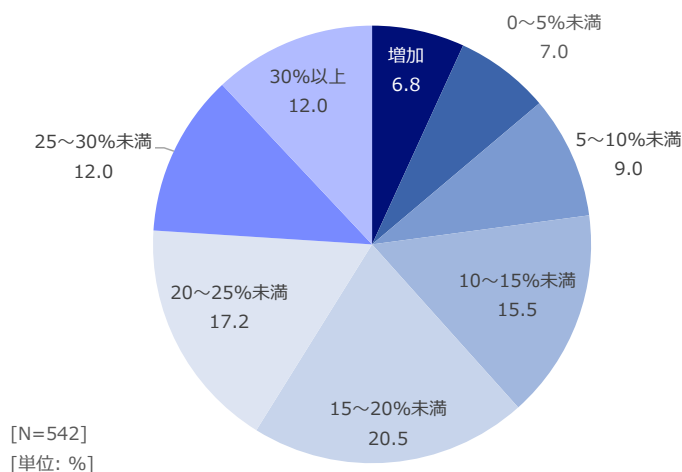
図表 60 目標年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	24	36	31	48	109	579	851
比率	1.8	1.1	2.8	4.2	3.6	5.6	12.8	68.0	

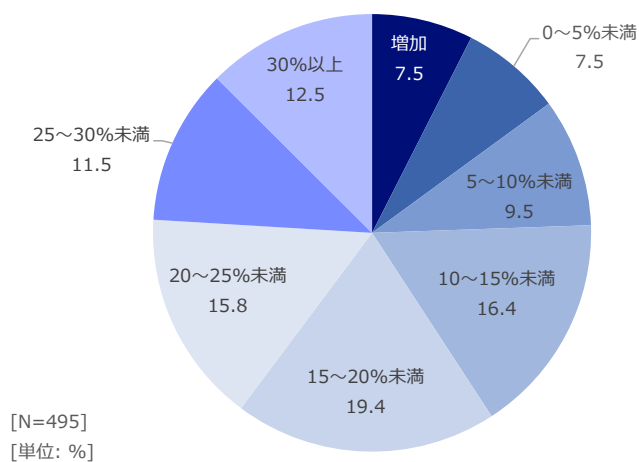
また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「15~20%未満」(20.5%)が最も高く、次いで「20~25%未満」(17.2%)と続く、目標達成には至っていない団体が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 61 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	37	38	49	84	111	93	65	65	542
比率	6.8	7.0	9.0	15.5	20.5	17.2	12.0	12.0	

図表 62 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】

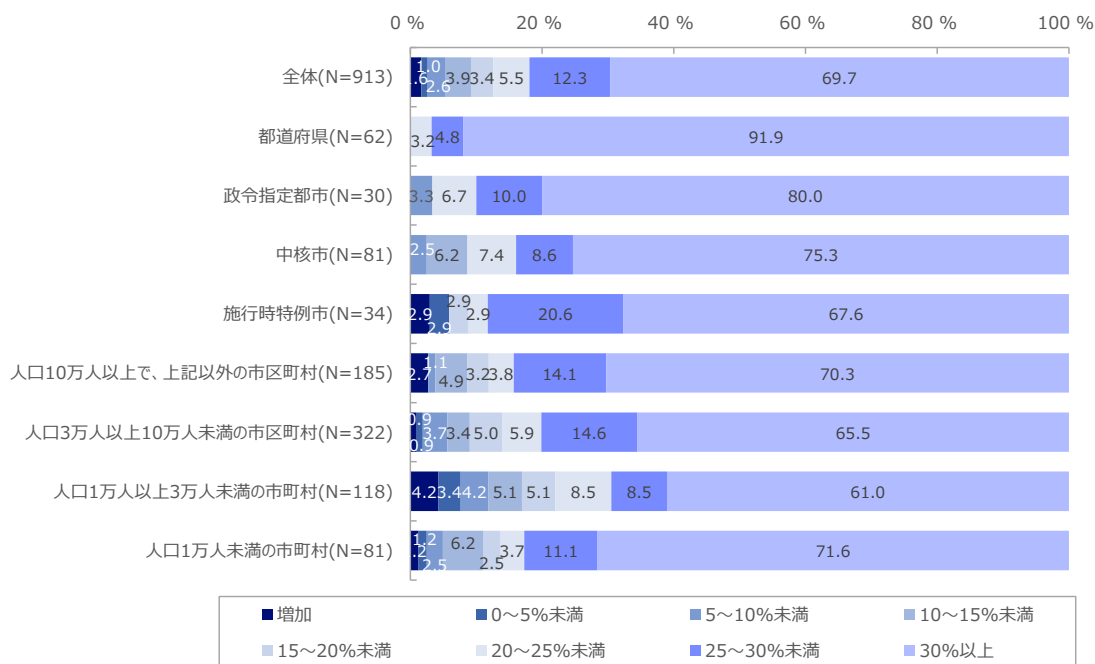


	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	37	37	47	81	96	78	57	62	495
比率	7.5	7.5	9.5	16.4	19.4	15.8	11.5	12.5	

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

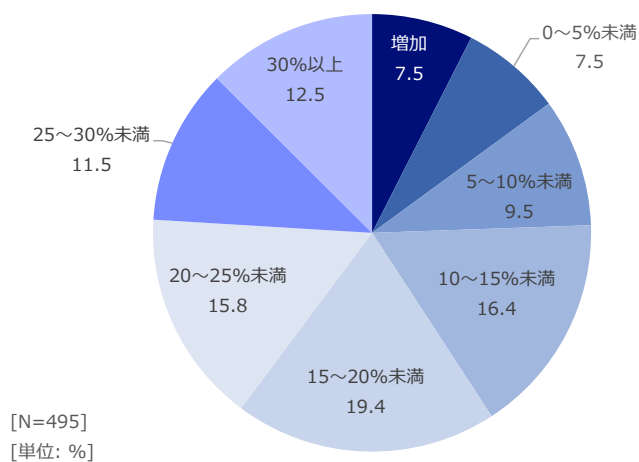
一方、基準年度から直近点検年度までの削減率をみると、都道府県・政令指定都市においては排出量が増加した団体はなく、都道府県で30%以上削減した団体が24.4%と最も多い。

図表 63 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



回答数	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	24	36	31	50	112	636	913
都道府県	0	0	0	0	0	2	3	57	62
政令指定都市	0	0	1	0	0	2	3	24	30
中核市	0	0	2	5	0	6	7	61	81
施行時特例市	1	1	0	0	1	1	7	23	34
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	2	9	6	7	26	130	185
人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	3	12	11	16	19	47	211	322
人口1万人以上3万人未満の市町村	5	4	5	6	6	10	10	72	118
人口1万人未満の市町村	1	1	2	5	2	3	9	58	81
比率 (%)	1.6	1.0	2.6	3.9	3.4	5.5	12.3	69.7	
都道府県(N=62)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	4.8	91.9	
政令指定都市(N=30)	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	6.7	10.0	80.0	
中核市(N=81)	0.0	0.0	2.5	6.2	0.0	7.4	8.6	75.3	
施行時特例市(N=34)	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	20.6	67.6	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=185)	2.7	0.0	1.1	4.9	3.2	3.8	14.1	70.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=322)	0.9	0.9	3.7	3.4	5.0	5.9	14.6	65.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=118)	4.2	3.4	4.2	5.1	5.1	8.5	8.5	61.0	
人口1万人未満の市町村(N=81)	1.2	1.2	2.5	6.2	2.5	3.7	11.1	71.6	

図表 64 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



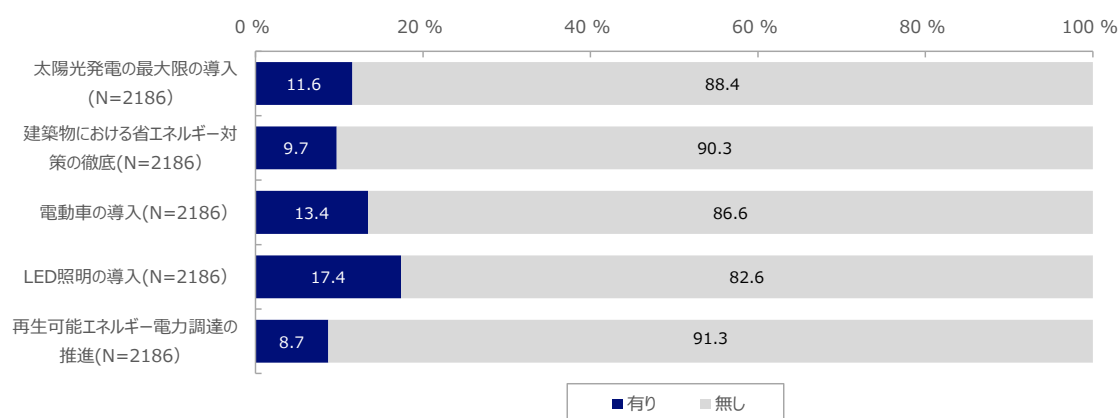
	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	37	37	47	81	96	78	57	62	495
比率	7.5	7.5	9.5	16.4	19.4	15.8	11.5	12.5	

(3) 政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況<Q1-2(2)>

1) 政府の実行計画に準じた措置の目標の設定有無<Q1-2(2)>

政府の実行計画に準じた措置の目標を設定している団体は、それぞれの措置において5~10%となっているが、LED照明の導入は17.4%と、目標を設定している団体が多い。

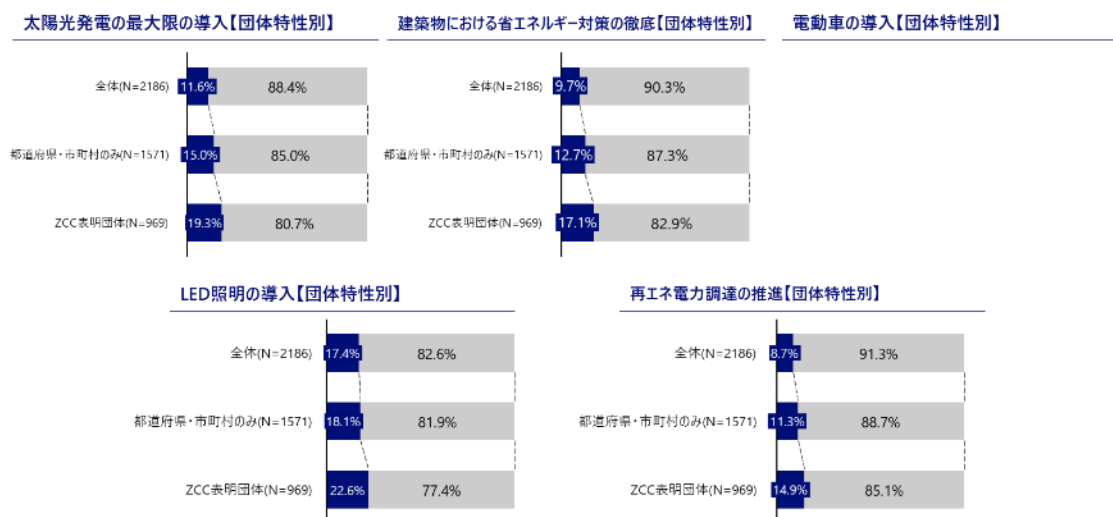
図表 65 政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況



		有り	無し	合計
全体	太陽光発電の最大限の導入	253	1,933	2,186
	建築物における省エネルギー対策の徹底	212	1,974	2,186
	電動車の導入	294	1,892	2,186
	LED照明の導入	380	1,806	2,186
	再生可能エネルギー電力調達の推進	190	1,996	2,186
比率	太陽光発電の最大限の導入(N=2186)	11.6	88.4	
	建築物における省エネルギー対策の徹底(N=2186)	9.7	90.3	
	電動車の導入(N=2186)	13.4	86.6	
	LED照明の導入(N=2186)	17.4	82.6	
	再生可能エネルギー電力調達の推進(N=2186)	8.7	91.3	

これらの目標を設定している割合は、ゼロカーボンシティ表明をしている団体ほど割合が高い傾向が認められる。

図表 66 政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況
【ゼロカーボンシティ表明有無²】



2) 政府の実行計画に準じた措置の取組状況 <Q1-4>

団体ごとに保有する建築物数、太陽光発電設備を導入している（予定がある）建築物数、その設備容量を確認した。また建築物ごとに太陽光発電設備の可能性を判定した結果と、その設備容量ポテンシャルを調査した。

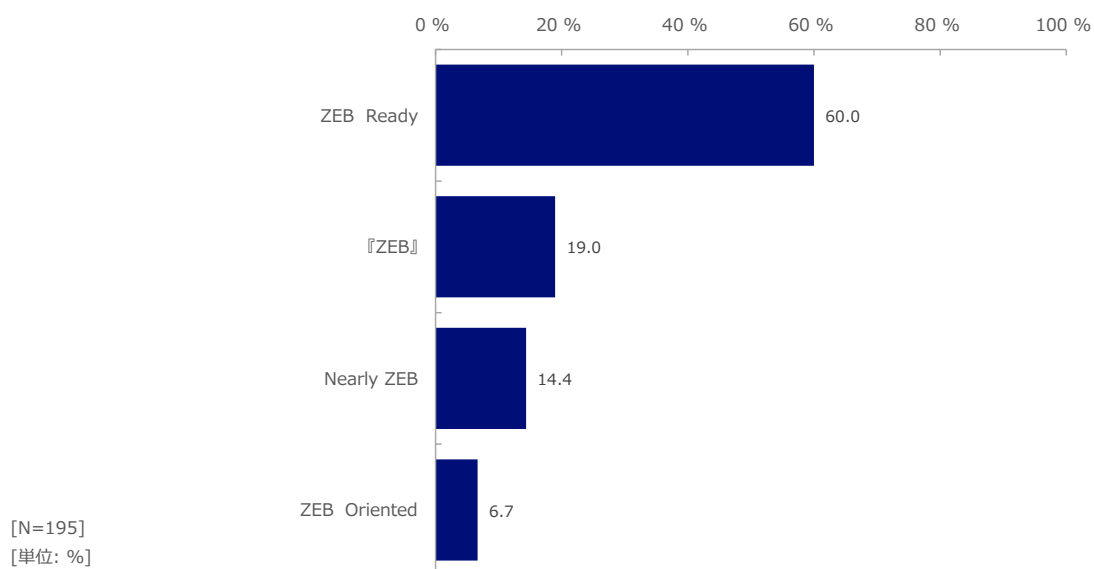
² 2024年10月1日時点でゼロカーボンシティ表明をしている団体を対象とした。

①建築物における省エネルギー対策の徹底 <Q1-4(2)>

i) ZEB 認証取得施設<Q1-4(2)>

ZEB を実現している施設を有する団体における各種認証取得施設数は、「ZEB」で 37 施設、「Nearly ZEB」で 28 施設、「ZEB Ready」で 117 施設、「ZEB Oriented」で 13 施設。

図表 67 ZEB 各種認証取得施設数



	『ZEB』	Nearly ZEB	ZEB Ready	ZEB Oriented	合計
全体	37	28	117	13	195
比率	19.0	14.4	60.0	6.7	

図表 68 ZEB の各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合

団体区分	団体数	%
都道府県	12	8.2%
政令指定都市	10	6.8%
中核市	8	5.5%
施行時特例市	5	3.4%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	15.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	28.8%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	28	19.2%
人口1万人未満の市区町村	15	10.3%
地方公共団体の組合	3	2.1%

ZEB の各種認証を取得済の団体数は令和4年度調査の80団体から146団体へと増加。認証種別に見ると、ZEB Ready が117と最も多い。

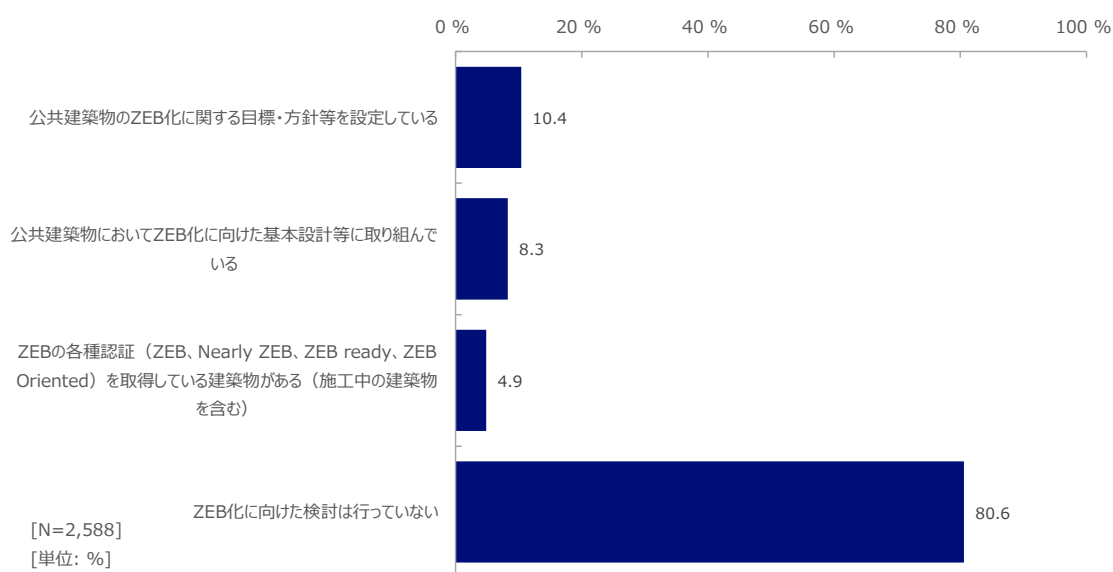
図表 69 ZEB の各種認証を取得済の団体数・建築物数



ii) 公共建築物における ZEB 化に関する検討状況<Q1-4(2)>

「公共建築物の ZEB 化に関する目標・方針等を設定している」(10.4%)が最も高く、次いで「公共建築物において ZEB 化に向けた基本設計等に取り組んでいる」(8.3%)、「ZEB の各種認証(ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented)を取得している建築物がある(施工中の建築物を含む)」(4.9%)と続く。

図表 70 公共建築物における ZEB 化に関する検討状況



	公共建築物の ZEB 化に関する目標・方針等を設定している	公共建築物において ZEB 化に向けた基本設計等に取り組んでいる	ZEB の各種認証 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented) を取得している建築物がある (施工中の建築物を含む)	ZEB 化に向けた検討は行っていない	合計
全体	269	214	126	2,086	2,588
比率	10.4	8.3	4.9	80.6	

②電動車の導入 <Q1-4(3)>

i) 一般公用車³における電動車⁴等の導入状況<Q1-4(3)>

実行計画（事務事業編）策定団体における一般公用車への電動車導入状況について、「電動車台数」は全公用車台数のうち 9.7%。種類別内訳をみると、ハイブリッド自動車（HV）が 7.5 %、電気自動車（EV）が 1.7%となっている。

図表 71 一般公用車における電動車等の導入台数

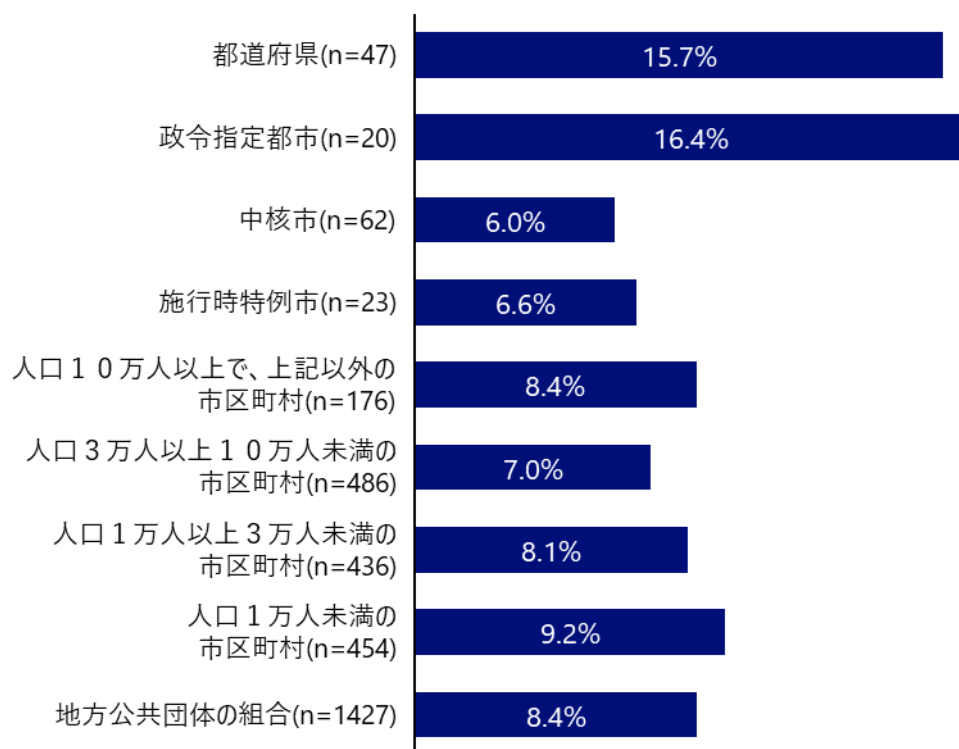
種類	台数	割合
全公用車	235,363	
電動車計	22,901	9.7%
電気自動車（EV）	4,075	1.7%
燃料電池自動車（FCV）	349	0.1%
プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）	889	0.4%
ハイブリッド自動車（HV）	17,588	7.5%
その他（ガソリン車、ディーゼル車等）	212,462	90.3%

団体区分別に全公用車に占める電動車導入状況をみると、都道府県、政令指定都市では、公用車の 10%以上が電動車化している。

³ 通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものを対象とし、消防車、救急車、パトカー、バス等の特種公用車は対象外とする。

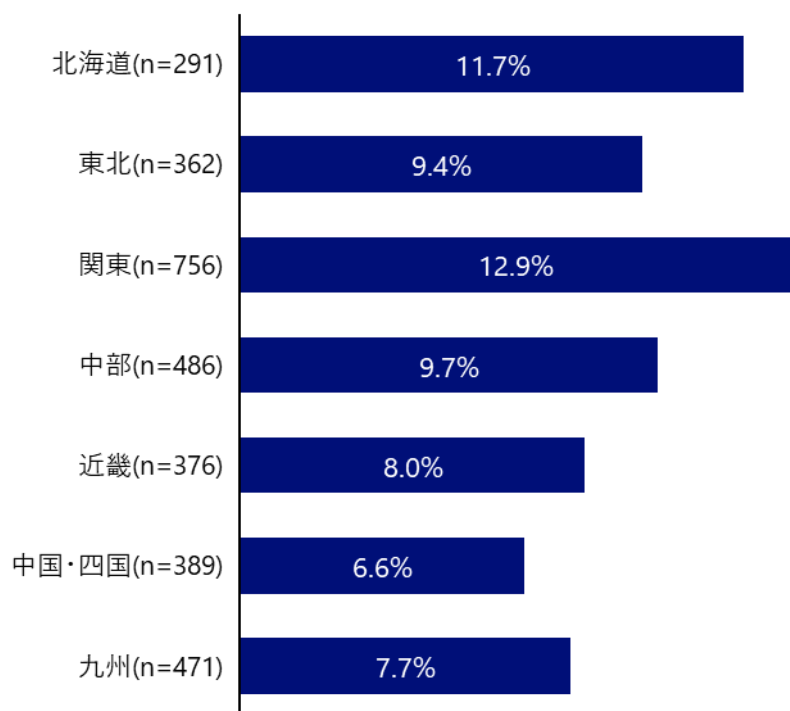
⁴ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象とする。

図表 72 一般公用車における電動車等の導入台数【団体区分別】



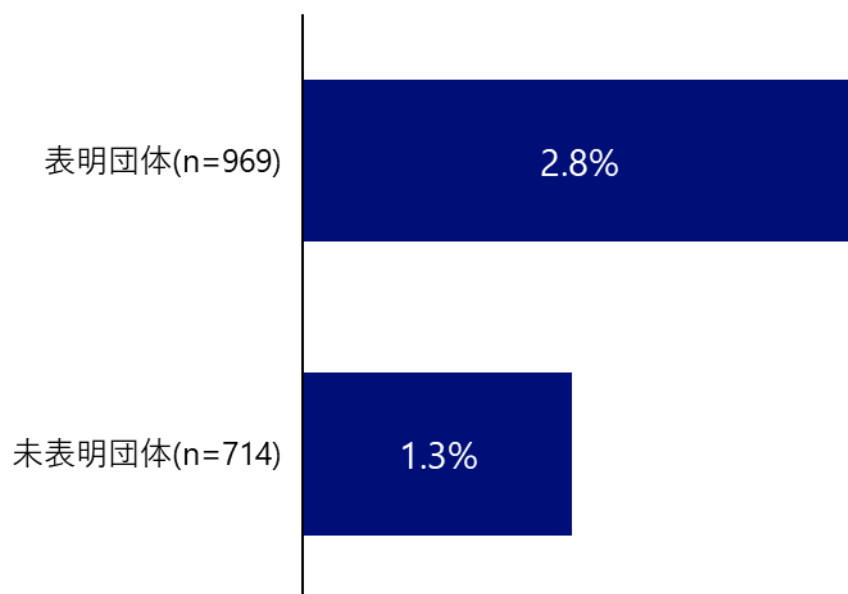
地域区分別にみると、関東（12.9%）、北海道（11.7%）の電動車割合が高い。

図表 73 一般公用車における電動車等の導入台数【地域区分別】



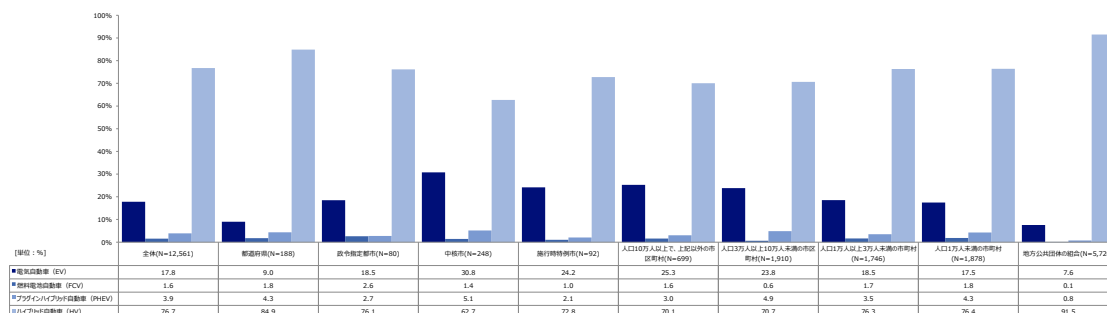
またゼロカーボンシティ表明団体においては非表明団体よりも電動車導入割合が高く、公用車の電動車化に向けた取組が進められてきているといえる。

図表 74 一般公用車における電動車等の導入台数【ゼロカーボンシティ表明有無別】



団体区分別に前年度と比較すると、都道府県では9.9%から12.5%へ、2.6ポイントと特に電動車の導入が進んでいる。また組合以外の団体区分では1~2ポイントずつの増加となっている。

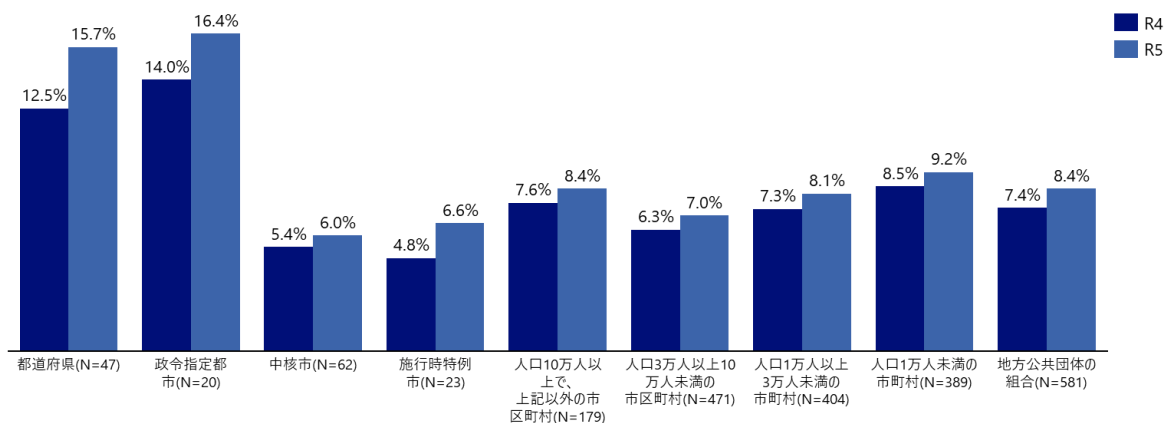
図表 75 一般公用車における電動車の導入台数割合【団体区分別】



	全公用車	電気自動車 (EV)	燃料電池自動車 (FCV)	プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	ハイブリッド自動車 (HV)
回答数					
全体	23,083	4,108	360	899	17,716
都道府県	6,927	625	123	301	5,878
政令指定都市	2,817	521	74	77	2,145
中核市	1,476	454	21	76	925
施行時特例市	389	94	4	8	283
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2,603	658	42	79	1,824
人口3万人以上10万人未満の市区町村	4,082	973	26	199	2,884
人口1万人以上3万人未満の市区町村	2,360	437	39	83	1,801
人口1万人未満の市区町村	1,637	286	30	70	1,251
地方公共団体の組合	792	60	1	6	725
比率 (%)					
全体(N=12,561)	100.0	17.8	1.6	3.9	76.7
都道府県(N=188)	100.0	9.0	1.8	4.3	84.9
政令指定都市(N=80)	100.0	18.5	2.6	2.7	76.1
中核市(N=248)	100.0	30.8	1.4	5.1	62.7
施行時特例市(N=92)	100.0	24.2	1.0	2.1	72.8
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=699)	100.0	25.3	1.6	3.0	70.1
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=1,910)	100.0	23.8	0.6	4.9	70.7
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=1,746)	100.0	18.5	1.7	3.5	76.3
人口1万人未満の市区町村(N=1,878)	100.0	17.5	1.8	4.3	76.4
地方公共団体の組合(N=5,720)	100.0	7.6	0.1	0.8	91.5

「電気自動車（EV）」は人口 3 万人以上で政令指定都市等の指定を受けていない中規模の団体で特に導入が進んでいる。また組合以外の団体区分では 0.1~0.3 ポイントずつの増加となっている。

図表 76 一般公用車における電気自動車（EV）の導入台数割合【団体区分別・年度比較】

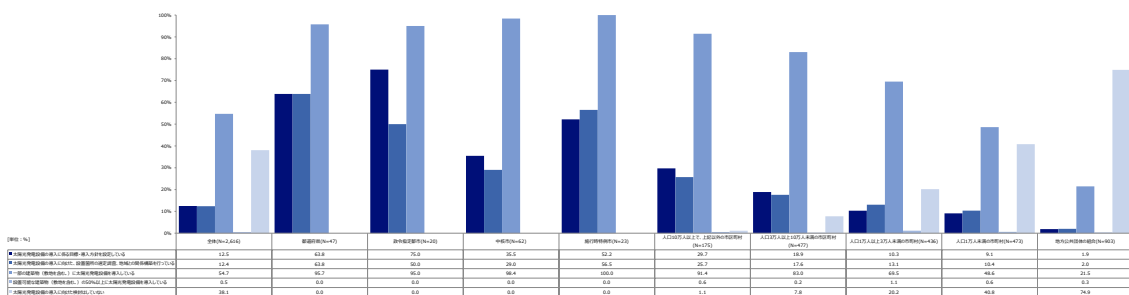


③再生可能エネルギー電力調達の推進<Q1-4(1)①④>

i) 再生可能エネルギー導入状況<Q1-4(1)①>

再エネ導入の取組状況について実行計画（事務事業編）策定団体のうち、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、再生可能エネルギー設備等の導入に取り組んでいる」団体は55.8%、「再生可能エネルギー設備等の導入に取り組んでいない」団体が44.2%と、取り組んでいる団体がやや多い。

図表 77 再生可能エネルギー設備導入状況【団体区分別】



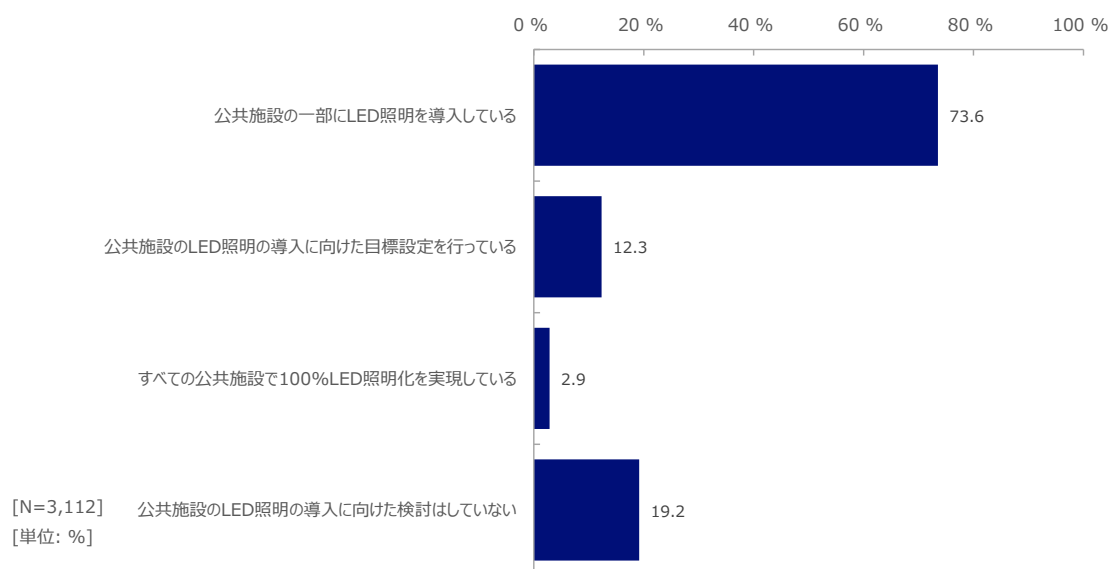
回答数	太陽光発電設備の導入に係る目標・導入方針を設定している	太陽光発電設備の導入に向けた、設置箇所の選定調査、地域との関係構築を行っている	一部の建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を導入している	設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を導入している	太陽光発電設備の導入に向けた検討はしていない	合計
全体	326	324	1,431	13	996	2,616
都道府県	30	30	45	0	0	47
政令指定都市	15	10	19	0	0	20
中核市	22	18	61	0	0	62
施行時特例市	12	13	23	0	0	23
人口10万人以上、上記以外の市区町村	52	45	160	1	2	175
人口3万人以上10万人未満の市区町村	90	84	396	1	37	477
人口1万人以上3万人未満の市町村	45	57	303	5	88	436
人口1万人未満の市町村	43	49	230	3	193	473
地方公共団体の組合	17	18	194	3	676	903
比率 (%)	12.5	12.4	54.7	0.5	38.1	
都道府県(N=47)	63.8	63.8	95.7	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	75.0	50.0	95.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	35.5	29.0	98.4	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	52.2	56.5	100.0	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=175)	29.7	25.7	91.4	0.6	1.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	18.9	17.6	83.0	0.2	7.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	10.3	13.1	69.5	1.1	20.2	
人口1万人未満の市町村(N=473)	9.1	10.4	48.6	0.6	40.8	
地方公共団体の組合(N=903)	1.9	2.0	21.5	0.3	74.9	

④公共建築物における LED 設備の導入に向けた取組状況<Q1-4(4)①②>

i) 公共建築物における LED 設備の導入に向けた取組状況< Q1-4(4)①>

「公共施設の一部に LED 照明を導入している」(73.6%)が最も高く、次いで「公共施設の LED 照明の導入に向けた目標設定を行っている」(12.3%)、「すべての公共施設で 100%LED 照明化を実現している」(2.9%)と続く。

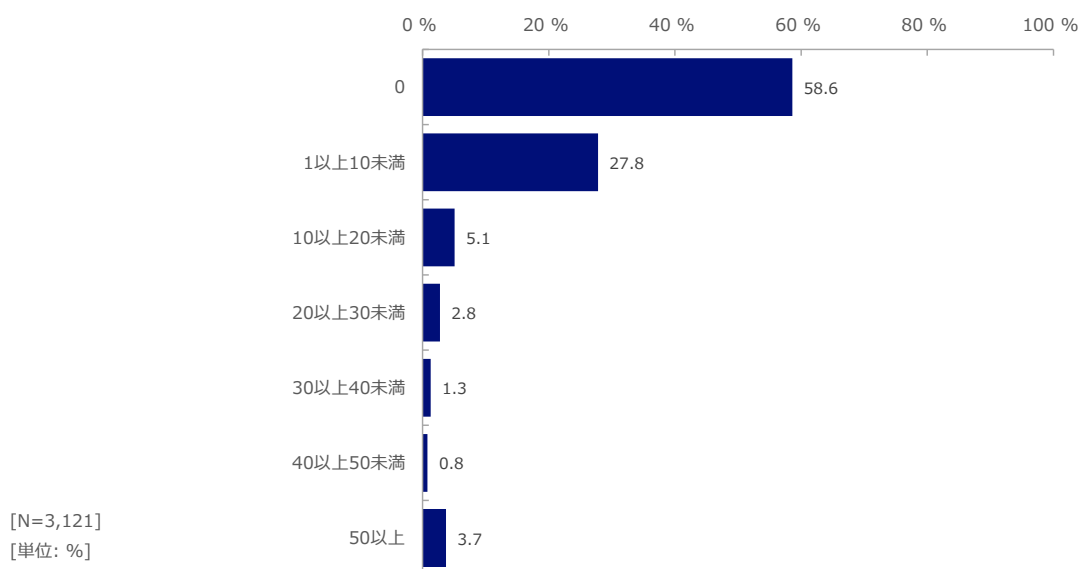
図表 78 公共建築物における LED 設備の導入に向けた取組状況



	公共施設のLED照明の導入に向けた目標設定を行っている	公共施設の一部にLED照明を導入している	すべての公共施設で100%LED照明化を実現している	公共施設のLED照明の導入に向けた検討はしていない	合計
全体	384	2,289	89	597	3,112
比率	12.3	73.6	2.9	19.2	

ii) すべての照明を LED 照明へ更新している建築物数< Q1-4(4)②>
「0」(58.6%)が最も高く、次いで「1以上10未満」(27.8%)、「10以上20未満」(5.1%)と続く。

図表 79 すべての照明を LED 照明へ更新している建築物数

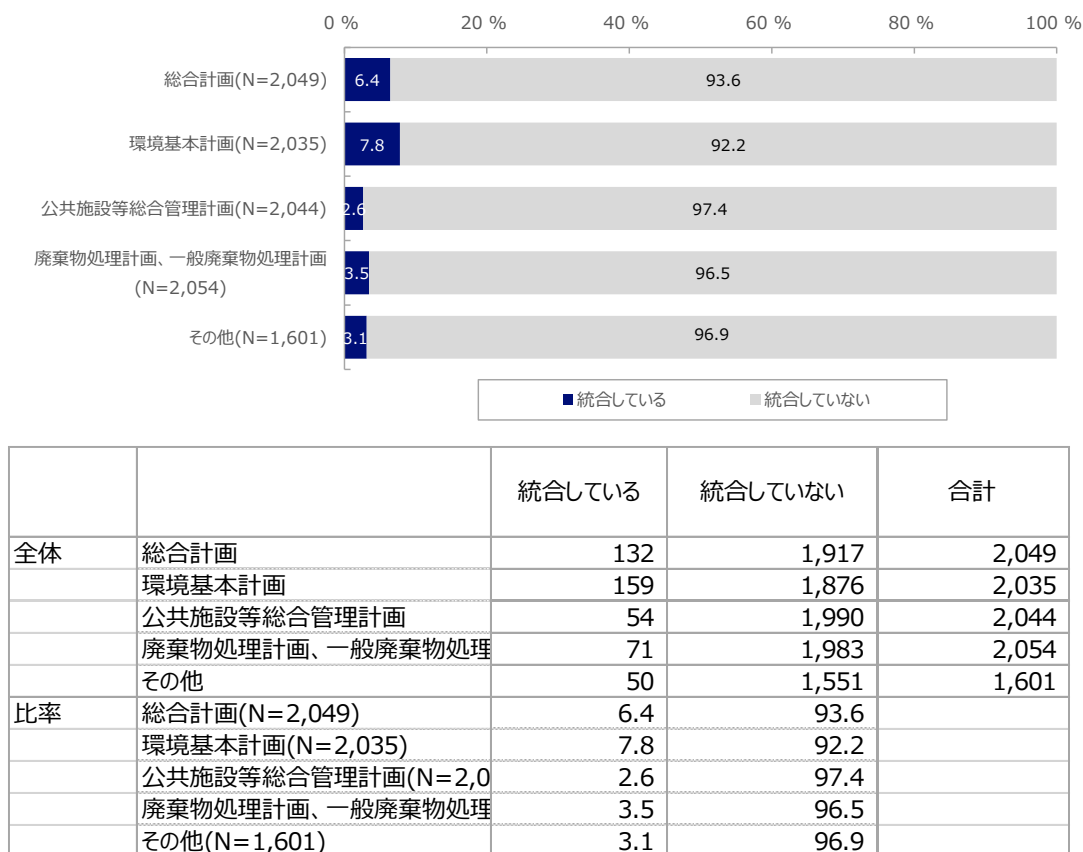


	0	1以上10未満	10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上	合計
全体	1,829	868	158	86	40	24	116	3,121
比率	58.6	27.8	5.1	2.8	1.3	0.8	3.7	

(4) 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況 <Q1-2(3)>

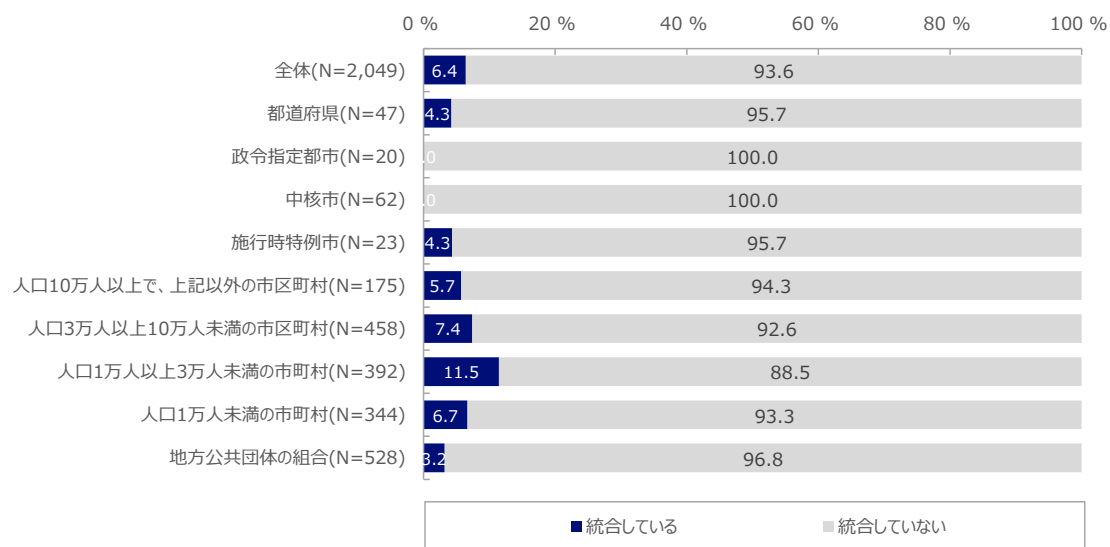
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と既存行政計画との統合の状況について、統合している団体割合が最も大きいのは環境基本計画（7.8％）で、総合計画（6.4％）と続く。

図表 80 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況



総合計画の統合状況について、団体区別にみると、人口1万人以上3万人未満の市町村において統合している割合が最も高く、11.5%となっている。

図表 81 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況
総合計画【団体区分別】



		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	132	1,917	2,049
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	62	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	165	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	424	458
	人口1万人以上3万人未満の市町村	45	347	392
	人口1万人未満の市町村	23	321	344
	地方公共団体の組合	17	511	528
比率 (%)	全体(N=2,049)	6.4	93.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	5.7	94.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	7.4	92.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	11.5	88.5	
	人口1万人未満の市町村(N=344)	6.7	93.3	
	地方公共団体の組合(N=528)	3.2	96.8	

政令指定都市を除き、基礎自治体は統合状況に傾向はみられない。一方で組合においては統合がすすんでおり、事務内容との整合をとっているものとみられる。

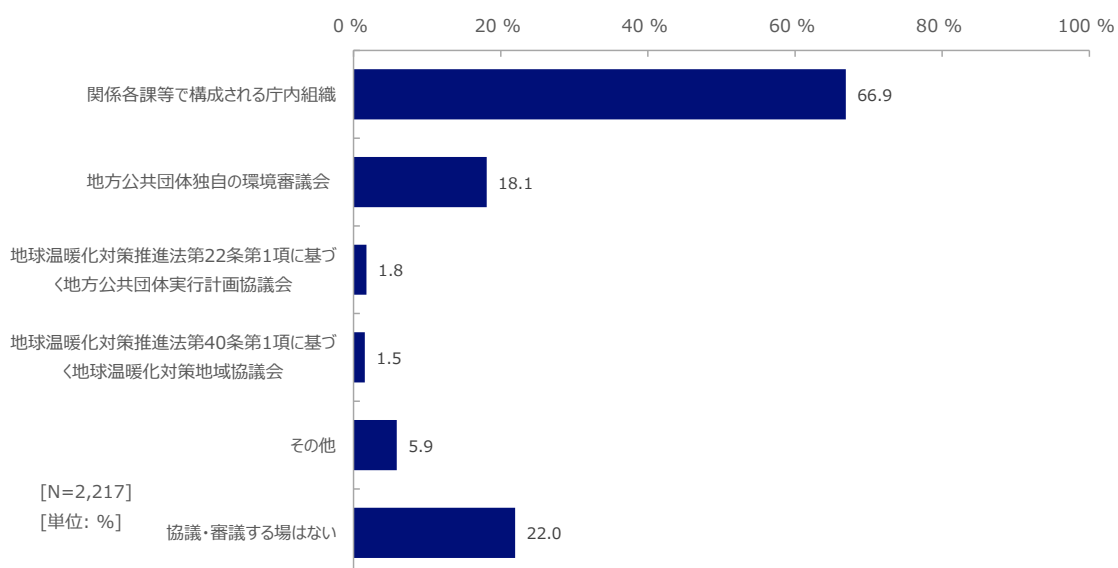
(5) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>

1) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場 <Q1-3(1)>

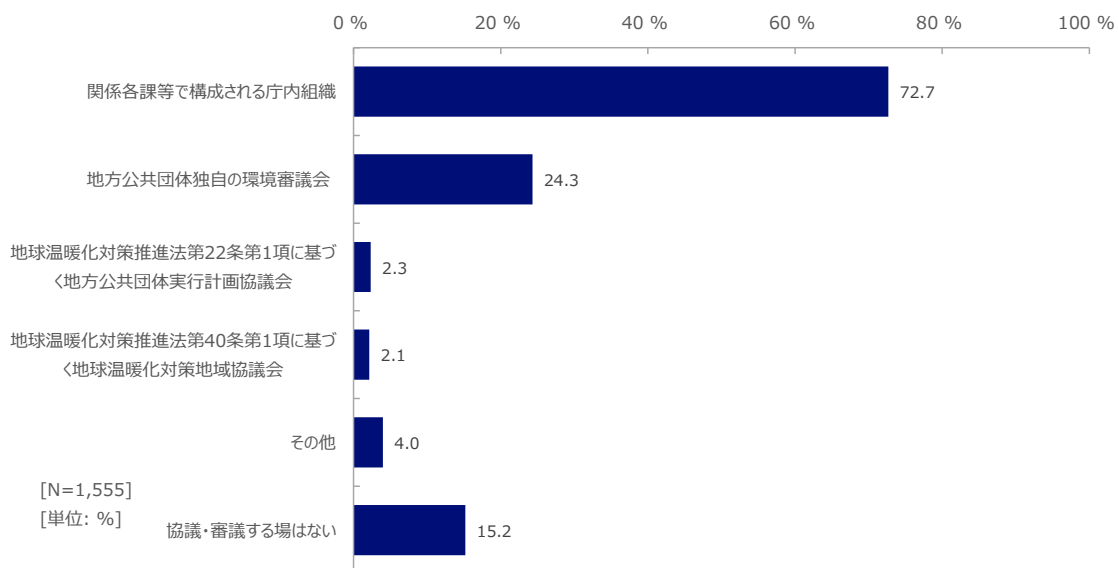
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(66.9%)が最も高く、次いで「環境審議会」(18.1%)、「地方公共団体実行計画協議会」(1.8%)と続く。「協議・審議する場はない」と回答している団体も22.0%確認されている。

基礎自治体においては、「関係各課等で構成される庁内組織」(72.7%)が最も高く、次いで「地方公共団体独自の環境審議会」(24.3%)と続く。

図表 82 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

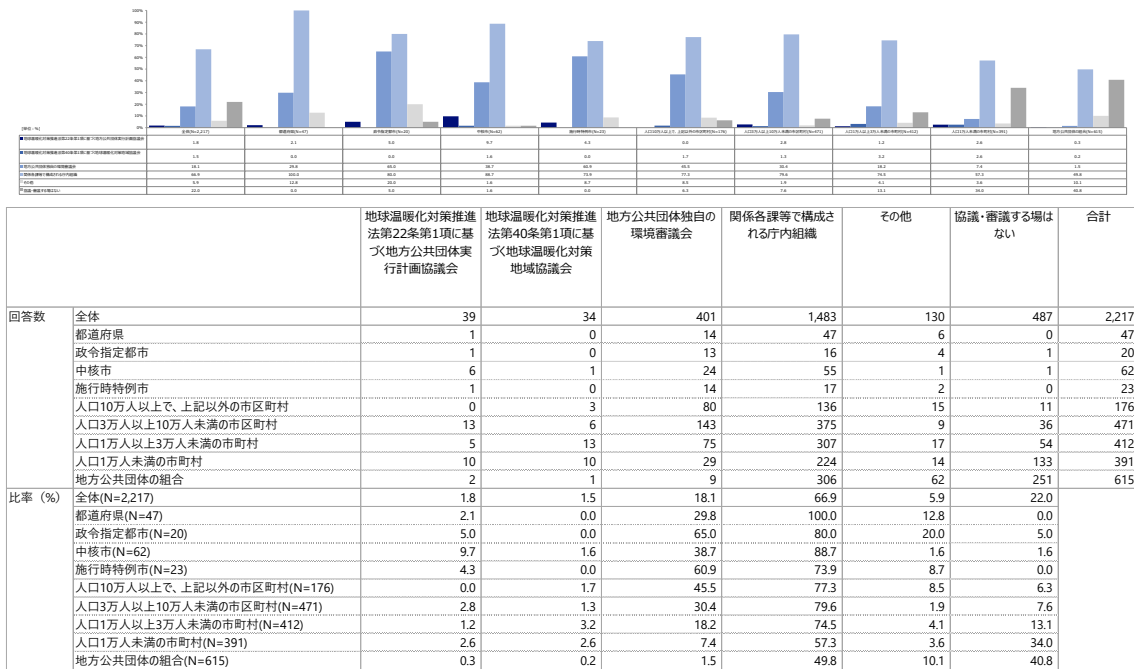


図表 83 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない」の割合も高い。

図表 84 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場
【団体区分別】



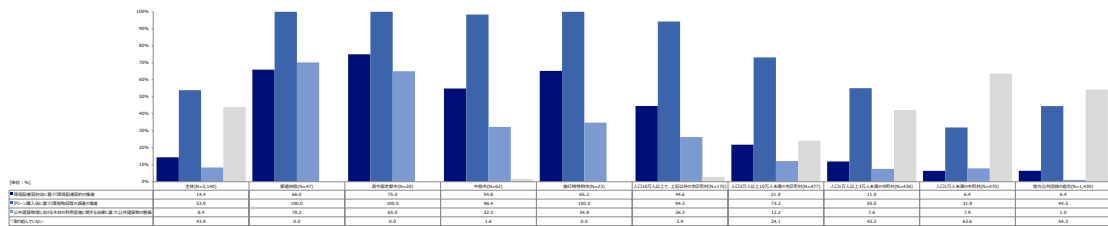
(6) 物品購入の配慮に係る事項の取組状況 <Q1-5>

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が 52.2%。

中核市を除く施行時特例市以上の市区町村では、全ての団体に取り組んでいる。

図表 85 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進【団体区分別】



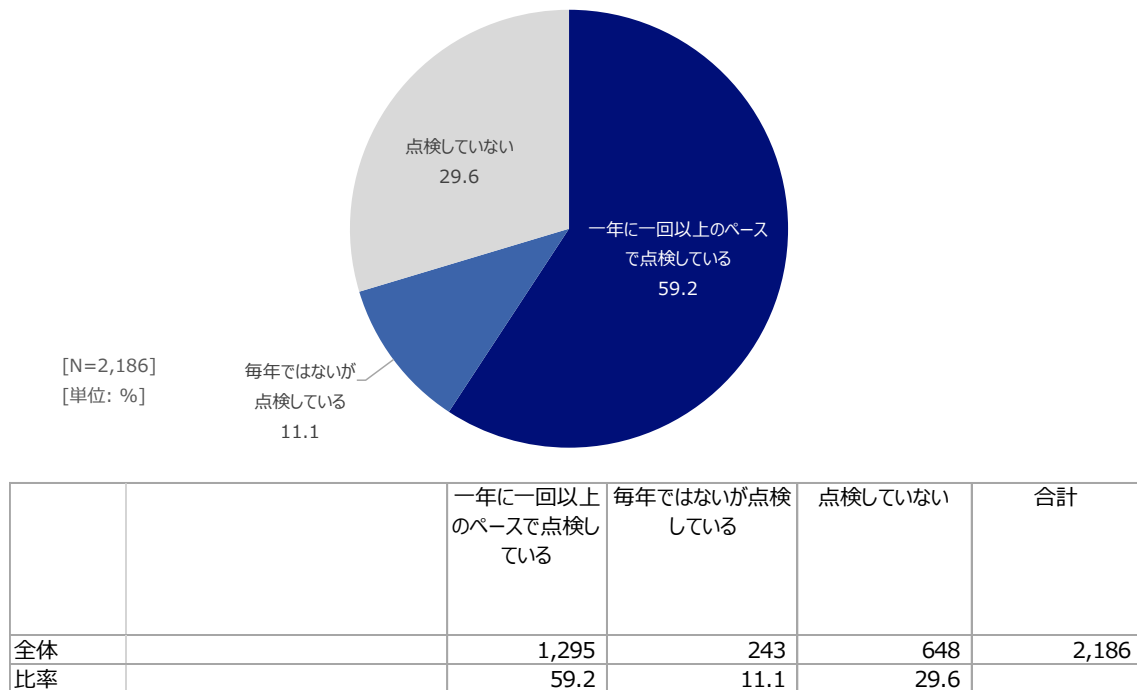
		環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	取り組んでいない	合計
回答数	全体	451	1,691	263	1,380	3,140
	都道府県	31	47	33	0	47
	政令指定都市	15	20	13	0	20
	中核市	34	61	20	1	62
	施行時特例市	15	23	8	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	78	165	46	5	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	104	349	58	115	477
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	240	33	184	436
	人口1万人未満の市町村	30	150	37	299	470
	地方公共団体の組合	92	636	15	776	1,430
比率 (%)	全体(N=3,140)	14.4	53.9	8.4	43.9	
	都道府県(N=47)	66.0	100.0	70.2	0.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	100.0	65.0	0.0	
	中核市(N=62)	54.8	98.4	32.3	1.6	
	施行時特例市(N=23)	65.2	100.0	34.8	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	44.6	94.3	26.3	2.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	21.8	73.2	12.2	24.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	11.9	55.0	7.6	42.2	
	人口1万人未満の市町村(N=470)	6.4	31.9	7.9	63.6	
	地方公共団体の組合(N=1,430)	6.4	44.5	1.0	54.3	

(7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-6>

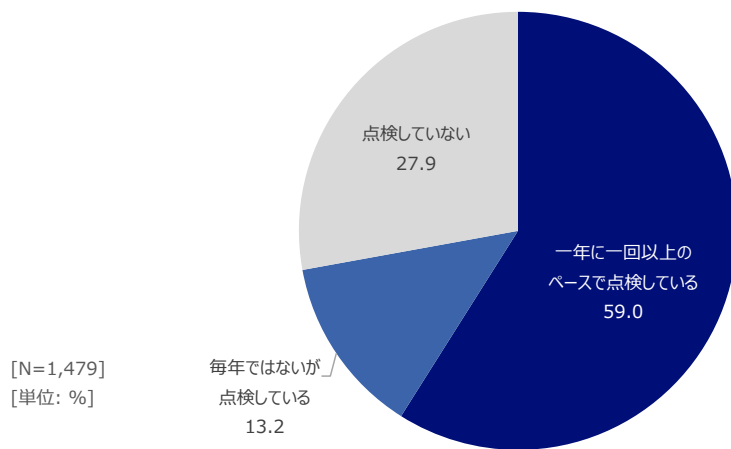
1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング <Q1-6(1)>

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の点検実施状況について、「一年に一回以上の点検」を実施している団体は 59.2%。「未点検」団体も 29.6% 確認される。

図表 86 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



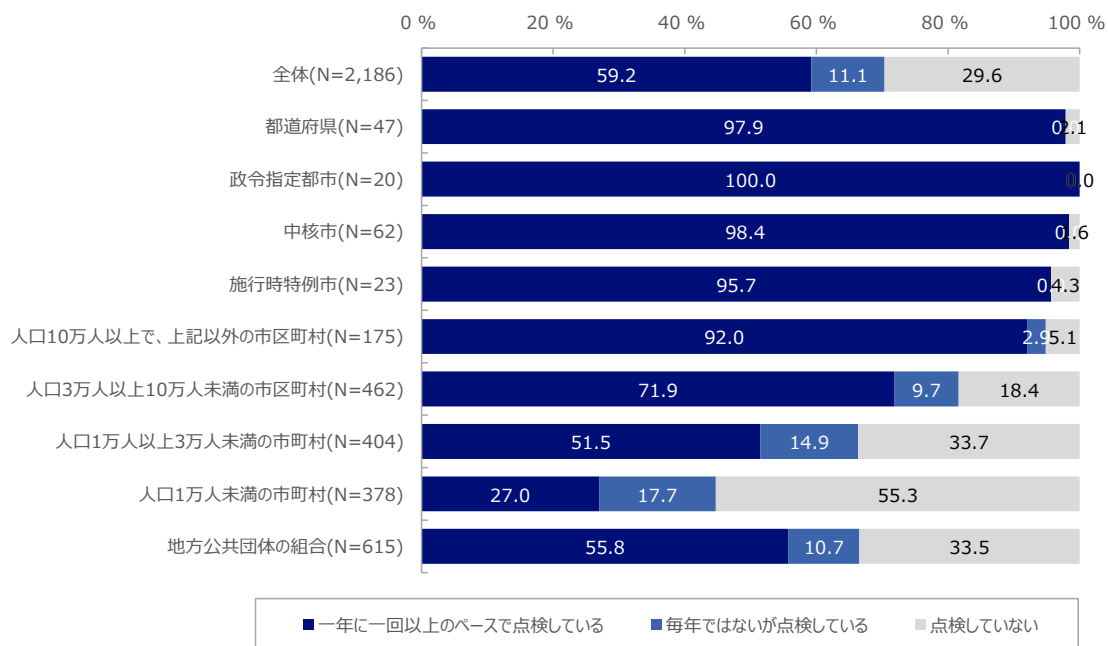
図表 87 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング【基礎自治体】



	一年に一回以上のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	合計
全体	872	195	412	1,479
比率	59.0	13.2	27.9	

地方公共団体の区分別に見ると、「一年に一回以上のペースで点検している」団体の多いが、人口1万人未満の市町村では「点検していない」と回答した団体も55.3%存在する。

図表 88 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】

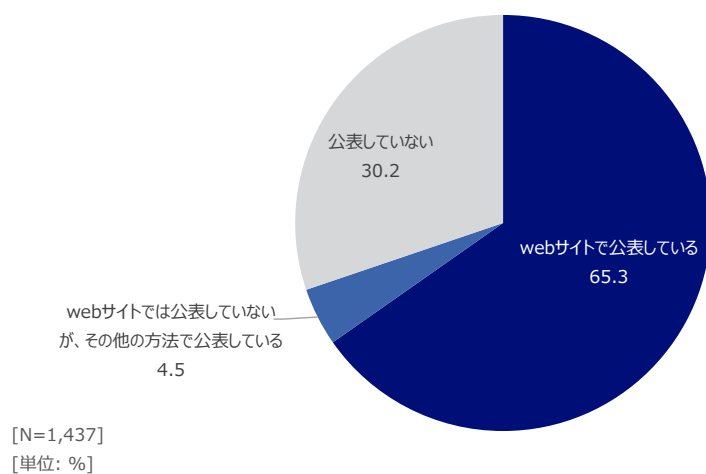


		一年に一回以上のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	合計
回答数	全体	1,295	243	648	2,186
	都道府県	46	0	1	47
	政令指定都市	20	0	0	20
	中核市	61	0	1	62
	施行時特例市	22	0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	161	5	9	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	332	45	85	462
	人口1万人以上3万人未満の市町村	208	60	136	404
	人口1万人未満の市町村	102	67	209	378
	地方公共団体の組合	343	66	206	615
比率 (%)	全体(N=2,186)	59.2	11.1	29.6	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	98.4	0.0	1.6	
	施行時特例市(N=23)	95.7	0.0	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	92.0	2.9	5.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=462)	71.9	9.7	18.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	51.5	14.9	33.7	
	人口1万人未満の市町村(N=378)	27.0	17.7	55.3	
	地方公共団体の組合(N=615)	55.8	10.7	33.5	

2) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法 <Q1-6(3)>

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価を公表している団体は69.8%。

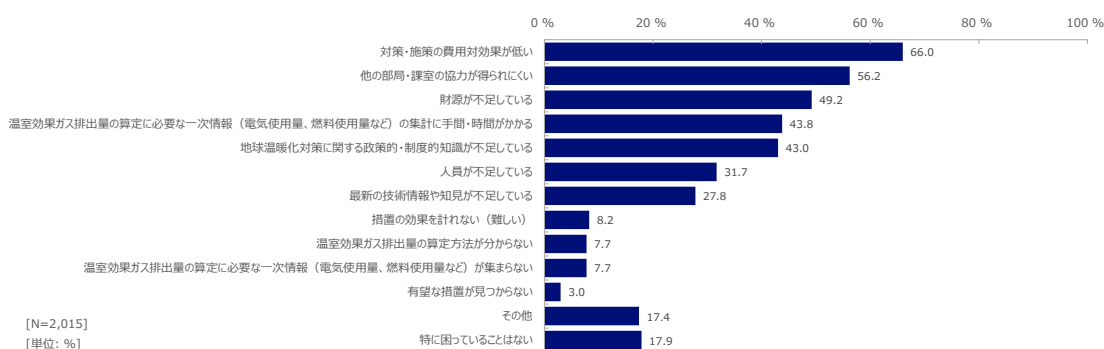
図表 89 事務事業編の点検結果・評価の公表方法



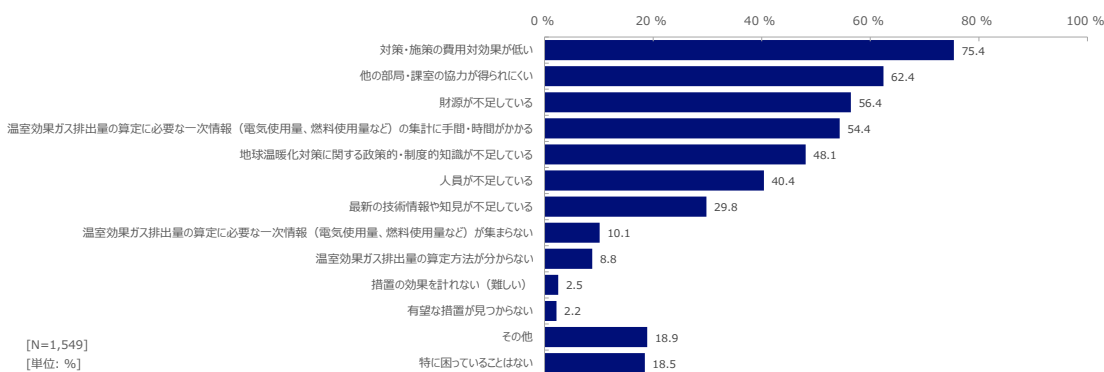
3) 事務事業編の推進過程で困っていること <Q1-6(4)>

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「対策・施策の費用対効果が低い」(66.0%)が最も高く、次いで「他の部局・課室の協力が得られにくい」(56.2%)、「財源が不足している」(49.2%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 90 事務事業編の推進過程で困っていること



図表 91 事務事業編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、「人員が不足している」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割合が高い。

図表 92 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

